

令和4年第2回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。

只今より本日の会議を開きます。只今の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、10番松澤議員、1番櫻井議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名してまいります。3番中川議員を指名します。3番中川議員。

3番  
中川議員

それでは、今回も農業のことについて質問したいと思います。昨年の末に政府は、米の転作助成の柱となる水田活用の直接支払交付金の見直し内容を固めております。今後5年で麦、大豆などの作付を含め、1度も水張りをしない水田は交付対象から除外すると見直し方針を示されております。このことを受け、今年の2月と3月に農協と町は、転作田に関わる説明会及び草地の作業委託の確認について、関係者に寄り合ってもらっております。まず、私が驚いたことには、説明会場にはたくさんの関係農家の方々が、自分たちの今後の経営のことを心配されて、話合いに来ておられました。その中で、これからどうしたら良いのか、また農家をやめるべきなのかという声が出ておりました。今まで農家は、政府の数々の政策に何とか対応してきたところですが、今回は交付金の総額は、単純計算で2割以上減る見込みです。平取町の農業は、国に示されたことをやりたくても気候条件が合わず、条件に問われない施設ハウスが増えたことが現状だと思っております。そこで、国の見直しにより、平取町の農業にどのような影響があるのか、一つ一つこれから伺っていきたいと思います。まず最初に、水田交付金の見直しにより、令和3年と令和4年の転作面積が変わらず作付された場合、金額の差について伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは、私のほうから中川議員のご質問にお答えしたいと思います。中川議員がおっしゃるとおり、昨年12月に国は唐突に水田活用の直接支払交付金の見直し、厳格化を図ることを決定いたしました。その内容には、余りにも乱暴で性急していると感じております。町としましては、今年に入り、北海道を通じて国に対して地域の実情及び影響について訴えるとともに、必要な対応を求めています。しかしながら、既に決定している見直し事項については、各農業者に対して丁寧な説明、対応をしていく必要があると考えております。このたびの制度改正による主だった内容であります。本日、各議員にお配りしました水田活用の直接支払交付金、令和4年度版のとおり、まず1点目として、町

への転換作物拡大加算の廃止。2点目として、飼料用米等の複数年契約加算の見直し。3点目として、過去5年間に1度も水張りを行われない水田を交付対象外とする。4点目として、戦略作物助成における多年生牧草で収穫のみを行う年は、現行単当たり3万5000円から1万円に減額とする。5点目として、畑地化支援加算に高収益作物のほかに、その他作物を新設される内容となっております。これに伴い、当町の影響金額であります。当町は令和3年度主食用米面積446ヘクタール、転作面積1326ヘクタールであります。うち牧草面積が1203ヘクタールであり、全体の91%を占めております。牧草収穫のみが1万円に減額されたこと。転換作物拡大加算が廃止されたことで、少なくとも国から直接交付されます交付金が2億9500万円の減額になると考えています。以上です。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

今の説明では、転作面積が1326ヘクタール、そのうち装置が1203ヘクタールというふうに言っておられましたけれど、残りの面積については、麦、大豆、加工用米、飼料用米ということによろしいのでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。残りの123ヘクタールの面積の内訳であります。非主食用米であります加工用米が12ヘクタール、飼料用米が16ヘクタール、大豆2ヘクタール、サイレージコーンが12ヘクタール、トマトなどのその他野菜類が81ヘクタールとなっております。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

わかりました。それでは次に、今回交付金の見直しは農業者本人に影響を及ぼすことで、一人一人の考え方が重要ではないかと思っております。年末、農業者、耕作者に水田活用のアンケートを実施しておりますが、回答結果での農業者の考え方を伺いたいと思います。また、令和9年以降についても、農家の考え方について伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。昨年12月頭に日本農業新聞を通して、国からこの度の制度改正について発表がされました。また12月9日には、北海道新聞の朝刊の1面にもこの記事が掲載されました。正直なところ、この間、国から北海道からは、町への詳細な情報は全くと言っていいほどありませんでした。当

初では、ちょうど12月9日に、令和3年度の町が交付する転作にかかる産地交付金について説明会を開催したところ、例年でいきますと、町からの交付金額の変動があまりないために、説明会会場には生産者の方10名ないし20名程度の参加者でありましたが、今回の説明会では、4月からの制度改正の説明案内ということではなかったのですが、会場であるふれあいセンターびらとりのほうには、当日113名の生産者が集まり、町の交付金の説明ではなく、この度令和4年から変わる内容について、なぜこのタイミングで発表になったのか、町と農協は何をしていたのか、これからどうしたら良いのかといった意見が出されたことを記憶しています。その後、国の機関であります農政事務所に照会をかけても、北海道に照会をかけても、今回の制度改正詳細について確かな情報は町のほうには届きませんでした。町も戸惑う中、12月24日に農林水産省のホームページに令和4年度予算要求の内容がアップされ、年明けにはウェブ会議等で、農林水産省の担当者から説明があった次第であります。町では、12月の生産者の説明会ではありませんが、確認が取れている情報を生産者に伝え、あわせて生産者皆さんの考え方、意向を聞こうと、12月暮れに農協を通じて、平取町農業協議会の名前で転作に係る各生産者に対して意向調査を実施したところでした。451名の生産者にご案内をし、翌年1月17日を締切りに266名の生産者から調査票を回収しております。回収率は59%であります。調査票の内容及び集計したものが、本日お配りしています資料2枚目に添付してあります。調査の内容は8項目になります。現在の経営形態、後継者の有無、所有農地の状況、今後の所有農地の扱い、作業受委託、制度改正に伴い交付金が減額になった場合の農地の考え方、交付金がなくなった場合の農地の考え方と内容をお聞きしております。資料ではそれぞれグラフで表しています。後ほど目を通していただきたいと思いますが、この調査の中で着目していただきたいことは、まず①の経営形態であります。266名のうち197名の方が転作牧草を作付しています。これは最近牧草を作付したのではなく、この50年以上も続く転作制度の中で牧草を作付したものでありまして、国が進める5年間に1度は水張りをする、米を作る作付体系、ブロックローテーションは容易でないというふうに考えています。次に、農地の管理についてありますが、③を見ていただければわかりますように、3分の2の方が全部委託、または一部委託と回答しております。当町の場合は、作業の受委託は大半が牧草となっております。作業を委託する相手は、町内の畜産生産者または農協の子会社でありますアグリとなります。作業をお願いする生産者は、牧草管理する機会がない土地持ち非農家や作業の手が回らないトマト生産者といった方々になります。次に、④の今後10年間で所有農地をどうしていきたいかについて考え方を聞いております。半数以上の方が、現状維持と回答しておりますが、その中でも18名の方が農地を取得し、規模拡大を図りたいと考えている方がいます。反対に89名の方が規模縮小、または全ての農地を手放したいという考え方を持っている結果となりました。これは②の後継者有無に関わってきま

すが、生産者の高齢化や担い手不足、また、土地持ち非農家の方々がこういった回答をしております。次に、裏面を見ていただきたいと思います。こちらでは、4月からの転作制度見直しに伴い、これから5年間と6年以降の農地の管理について伺っております。⑦が令和8年度までの考え方、⑧が令和9年度以降の考え方であります。令和8年度までは、交付金が減額されても半数近くが現状維持していきたいという考えでありますが、半数は採算が合わなければ農地を手放したい。または制度が見直しになってどう変わっていくかわからないので、まだ決められないという回答でありました。しかし、令和9年度以降交付金がなくなった場合、4分の3以上の方が農地の管理が難しいという考え方に立っております。その中でも、交付金が出ている間と交付金なくなった場合では、倍近くの44名の方が現時点で農地を手放したいという考え方になっております。町では今回の意向調査の結果を踏まえ、今後も国の転作制度が続くことから、当町の水田農地の有効活用に向けては、ブロックローテーションができる作付体系を進めていくために、排水などの基盤整備を支援し、畑作物の定着を図っていく。また、この平取で農業頑張りたい担い手に農地が集まるような流動化を加速していく支援。また、これからも日高一の米どころとして交付対象水田を維持していくために、復田に支援していく必要があると考えており、こういった支援を今後は進めていかなければならないと考えております。以上です。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

今の説明を聞いて、私も今回のアンケートを見て土地を手放したいと考えている方がいるのであれば、町外からトマト頑張りたいという担い手の対策に、今以上に力を注いでいっても良いのではないかと考えております。しかし、水田活用で畑作物を作るにも排水対策基盤整備、先ほど課長もおっしゃってましたけれども、これに対して今補助的なものというのがあるのだろうかということをお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。まず、意向調査にあります④の所有農地の今後10年の内の動向について見ていただきたいと思いますが、250件の回答者のうち、18件の生産者、担い手の方が規模拡大を考えています。こちら経営形態別に見ますと、トマト生産者が18件、稲作生産者が2件、畜産生産者が4件、軽種馬生産者が2件という結果となっております。中川議員がおっしゃるとおり農地の流動化が進みますと、新規就農者やトマトで頑張りたい生産者、担い手の方がますます増えることが予想されています。しかし、水田及び転作田を畑地化するための基盤整備につきましては、現行の転作制度の中では支援措置は

ない状況であります。当町の転作に係る施策は、いち早く、水稻以外で収益性が高い作物、トマト生産の定着化に取り組んできました。そのため、トマト生産にかかる作業量、労働力不足の課題と畜産業が盛んなことから、粗飼料を確保するため飼料作物への転換を併せて進めてきております。その結果、国が進める転換作物を入れたブロックローテーションによる輪作体系の取組については、取組を進めずにいて、そのことで水田の基盤整備が遅れてしまい、一部では透排水性が悪い土壌があるというふうに話を聞いております。町としましては、今後、国及び北海道の補助事業を活用して基盤整備を進めていくにも、受益戸数、面積要件など、また、事業費の問題等があつて、個々の手挙げでは支援は容易ではないと考えています。ある程度、面積や事業費をまとめていく中で、補助事業を活用していきたいと考えております。そのためには、将来の維持管理等を考え、この機に農地の流動化、集約化を進めなければならないと考えております。以上です。

議長

3 番中川議員。

3 番  
中川議員

それでは次に、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりということで、高収益作物の導入、定着等に向けた取組を支援する産地交付金というものがありますけれども、これについても見直しメニューの変更はあり得るのか。また、単価のほうはどう変わるのか伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。町への産地交付金は、北海道を通じて国から毎年地域の農業協議会に配分されています。交付金の目的は、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援するものであります。令和3年度は、町全体で1億1700万円の配分を受けておりますが、令和4年度は、今のところ北海道から配分額の提示がありません。恐らく3月末になろうかと考えております。令和3年度のように、米の生産に対して、国が主食用米からの作付転換を必要としている年は、全国的にも転作が増えることが想定されますので、国や北海道段階による転作助成が増加し、町などへの地域への配分が昨年よりもさらに減少することが予想されます。その中で、町の産地交付金のメニューを考えていかなければならないのですが、これまでの当町の産地交付金は、北海道からの配分額に基づき、従来からある町のメニューに対して、それぞれ作付面積を想定して単価を設定しておりました。そうなりますと当町の場合、牧草、飼料作物の作付面積が大きいため、町の交付金のうち牧草が占める割合が高く、そのほか町の振興作物であるトマトといった野菜、また、転作を推進するために加工用米に対して交付をしておりました。しかし、令和4年度も従来のメニューに対して交付してしまいますと、令和9年度までに大幅に交付金が

減額されてしまい、当町の転作制度に対しての産地づくりが取り組めないという形になります。町では、先ほどご説明しました意向調査の結果を踏まえ、関係機関と協議調整した結果、今後の当町の農業振興に向け、交付対象水田として産地交付金が活用できる令和8年度までの5年間のうちに、畑作物の定着化や農地の流動化、担い手への集積、また水張り可能な圃場を維持していくための取組へ活用したいと単価を設定いたしました。令和4年度から全て新しいメニューだけ取り組むということになりますと、北海道から配分される交付金全額使うことは不可能であり、不用額が生じますと北海道に返還しなければなりませんので、当面、北海道から配分される交付金は従来のメニュー、特に牧草を優先に単価設定をしていきながらも、新規のメニューについても需要に応じて配分することとしております。今月1日から3日間、町内3地区において生産者150名の皆さんに意向調査の結果と、町農業協議会が定める令和4年度産地交付金のメニュー案、単価設定、配分の考え方等について説明をし、大筋了承をいただきました。今後は、農業協議会総会においてお諮りをし、決定した内容を北海道と国と協議をする運びとなっております。中川議員からご質問がありました単価につきましては、現段階では北海道から交付金の提示がありませんので、確定した金額をお示しすることは出来ませんが、ただ言えることは、間違いなく令和4年度は前年度よりも交付金が減額されると考えていますので、前年度よりは単価が下がることがやむを得ないと考えています。ただ申し上げましたとおり、新規のメニューも設定いたしますが、従来のメニュー、特に牧草を優先に単価を設定してまいります。しかし、将来的には新規のメニューに係る面積が増えていくように、町としては奨励していきたいと考えています。以上です。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

今説明をしていただきましたけども、平取町は産地交付金ともう一つ、中山間直接支払交付金事業についてもあると思います。田と草地では交付単価が変わってきますけれども、水田が畑地化された場合については、この中山間直接支払交付金についても影響を及ぼすのか。また、計画の中で戸別収支払いや共同取組の事業がありますけれども、このメニューについても変更はあるのかお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。水田活用の直接支払交付金で言いますと、畑地化支援を受けた場合、転作交付対象水田から畑地になります。そうなりますと、水田の扱いから畑地になりますので、中山間直接支払交付金事業で設定している交付単価も変わります。当町の場合、現在、中山間直接支払い交付金事業は、

全町一円の取組とし、令和2年度から第5期に入り、令和6年度までの事業実施期間となっております。これまで、主に水田の急傾斜、緩傾斜の農地が存在しており、この交付金を受けることが出来ました。しかし、もし畑地になった場合は、畑地の傾斜地の要件には対象となりませんので、交付金が対象外になります。ただし、事業実施期間中である令和6年度までは、対象外となる畑地についても、畑地もしくは草地の単価で交付を受けることができることを農林水産省のほうに確認をしております。次に、メニュー変更についてですが、事業主体、取組主体であります平取町共同集落の総会において、こちらのメニューについては決定する事項であります。もし、今畑地化が進めば国からの交付金が減額されます。そうなった場合には、生産者個々の手取り、または各活動メニューに係る助成金も減る可能性が高いというふうに考えています。このたびの水田活用直接支払交付金の見直しは、転作制度ばかりでなく中山間直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業など、各種農業政策の事業にも少なからずとも影響があるというふうに考えています。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

ここまでの課長の話聞いて、平取町の農業人口減少の中、交付金も当てに出来ない今、同じような耕作のやり方は十分検討しなければなりません。農水省は2022年度、受け手がいない農地を計画的に林地化するための支援に取り組んでおります。国の施策は何をやるかとしているのか、私には到底理解出来ませんが、土地の利用となれば致し方ないのかもしれない。ここから本題に入りますけれども、北海道は、米の転作助成となる国の水田活用直接支払交付金の見直しをめぐり、農業、農村への影響や対応策などの検討を関係機関と進めていると言っております。関係機関とともに見直しで影響が懸念される農作物生産や農地流動化、土地改良施設といった分野ごとの地域の実態調査を踏まえて、対応方向を国とも協議するとのこと。平取町も農業協議会を中心にしっかりと分野別に検証し、対応策を示すことが重要ではないかと思えます。そこから前向きな考えが生まれてくるのではないかと考えています。そこで、農地流動化ということで農業委員会の考え方についてお伺いしたいと思えます。

議長

農業委員会事務局長。

農業委員  
会事務局  
長

中川議員の質問にお答えしたいと思います。農地の流動化について、水田活用の直接交付金の見直しによりご説明申し上げます。現状として農地の売買、賃貸をしたいというのが出し手、受け手、貸手、借手の方は、農業委員会に直接相談、また、農業委員農地利用最適化推進委員を通じて個々にご相談を受けております。農地法第3条であれば申請書、利用権設定の集積であれば申出書に

よることから、出し手、受け手双方の合意により書類が提出され、3条であれば許可、集積であれば決定となることから、総会により議案審議をしているところ。今後この交付金の見直しにより、この5年間で農地を手放す農家、賃貸等の相談が増えてくると見込まれます。委員会としては、今後地域内の農地の出し手、受け手等の情報を収集し、農地所有者の具体的に今後どのようにしていくのかということ、農業委員、農地利用最適化推進員を含めて実施していきたいと考えております。また、農地の権利移動、賃貸などのご相談も今まで同様に取り組み、関係機関との協議検討を進めてまいります。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

ここ数年、農地の貸し借りについては、小規模な土地賃貸契約の場合には利用権設定の考えで、農業委員会が間に入って手続を多分行っていると思います。これから大規模な土地、賃貸契約の場合には、今、農地バンクというものがありますけれども、そういうものを利用して農地の集約、集積を目的として生産向上に農地の便利な活用方法も取り組む考えも必要ではないかと思っておりますけれども、その考えはどうお考えですか。

議長

農業委員会事務局長。

農業委員  
会事務局長

農地バンクの利用についてですが、地域内で貸したい方がいる場合、面積の多少にかかわらず農業委員会も農業公社と連携することから、ご要望がありましたらご相談、対応いたします。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

わかりました。次に、分野ごとの地域の実態または対応について、産業課の考え方について伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。地域の実態または対応についてであります。このたびの見直しは、米生産及び50年以上続いてきた転作制度の変革期と考えております。全国的にも北海道が一番影響を受けております。また北海道の中でも特に影響を受けているのは、牧草の作付面積が大きい胆振日高管内です。現在、北海道再生協議会が中心となって、北海道及び農業団体である北海道中央会が、地域の実情を情報収集し、国に対して制度見直しによる懸念される影響事項について、対応を要請しているところであります。当町においても昨年末、制度見直しが発表されてから、先ほど申し上げましたとおり意向調査



を実施し、生産者の土地利用に関する考え方を確認しています。また、昨年末から土地改良区を通じて、町、農協、改良区、農業委員の協力を得て、ともに各地域にあります水利施設維持管理組合の生産者と、制度見直しによる影響から、これからの平取の農業、地域農業について話し合いをしております。まだ、全ての地域は回れていませんが、地域地域によって実情が違います。土地利用流動化、集約化について、また、担い手、人手不足、作業効率について考え方が違います。産業課担当課としましては、このたびの制度見直しで、町として何ができるか、何をしたら良いか、もう少し時間をいただきたいというふうに考えています。もっと生産者のところに足を運び、声を聞き、町内農業団体と連携をしながら、これからの平取の農業について、地域農業について、荒廃地対策など、課題解決に向けて協議検討していきたいというふうに考えています。その内容がまとまりましたら、議会に報告、またお諮りしたいというふうに考えています。

議長

3 番中川議員。

3 番  
中川議員

私の考えでは、基本的に平取町の農業は、今まで資源循環型農業を基本としてきました。これから農家が生き残るためには、新たな生産技術や栽培技術を身につけ、生産努力をすることにより、小規模農家でも価値創造型志向の考え方もあるのではないかと思いますけれども、そこら辺の所どうお考えでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。平取町の農業、農業生産体制は、他の産地に負けないくらい確立されているというふうに考えています。今の時代、物があふれ大抵の物が手に入ります。物質的な欲求が満たされた現状において、最近ではインターネットを通じて大手企業なり個々で売買するなど、付加価値を高め、新たな販売、マーケティングが展開されています。その中で当町の生産体制は長年、農産物の生産は農業者、販売は農協が責任を持って販路を開拓し、今日の平取農業を確立してきました。言い換えますと、新規就農者の相談会の時によくお話をさせていただくのですが、うちの町では安心して物をつくり、営農に専念することが出来ますと、出来たものは責任を持って農協が販売しますと、常日頃から私も言っています。この流れを崩さず、町としても支援していかなければならないと考えています。しかし、中川議員がおっしゃるとおり、今の時代、物を作れば売れる時代ではありません。今、コロナ禍の中で特に食糧に対しては、消費者が求める物の考え方が変わってきております。今までにない新しい価値、付加価値をどのように見つけ探っていくか、想像していくかが重要であると考えています。そのためには、これまでどおり農協と連携を図りながら、生産者個々の生産技術や栽培技術を支援するスマート農業の導入や農

畜産物の付加価値を高め、差別化を図るために6次産業化の導入を検討し、将来的には町全体で、生産、加工、販売、観光等が一体となったアグリビジネスの展開を目指していき、生き残りをかけた産地づくり、まちづくりを進めていかなければならないというふうには考えています。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

最後に、町長にお聞きしたいのですが、今ここに来て国会の中でも農政論議が深まってきております。自民党のある議員から衆院予算委員会分科会で、国の政策に従って米の作付転換を進めてきた農家ほど影響が大きいし、激変緩和のようなことも考えていく必要がある、丁寧な対応が必要だと言及しております。また、立憲民主党からは、水田活用の直接支払交付金の対象農地をめぐる政府の見直し方針を一旦白紙にするようにと要請しております。行政文書は、今後の営農や地域農業の振興に大きな影響を及ぼすなどと指摘しております。このことから、我々も12月の定例議会で令和4年度の米政策に関する意見書案を内閣総理大臣と農林水産大臣に提出しておりますが、町も3月9日の定例会の中で道内の選出議員に要望をしております。今一度、町長あるいは日高管内の首長からも声を一つにして国や道に農家の現状と課題、そして交付金の見直しの白紙の考えも要請の検討をし、農家がこれから経営を立て直す時間を与えてほしいと思いますけれども、そこら辺いかがお考えでしょうか。

議長

町長。

町長

中川議員のご質問にお答えさせていただきます。今回の水田活用直接支払金の見直しに関する政府の措置でございまして、本当に印象として唐突に示されたということでありまして、現場でも今、産業課長からもいろいろありましたけれども、現実的な混乱を招いて、今後の農業経営等に影を落とすような状況ということになっております。ご質問にありました要望の件でございまして、JA北海道中央会等をはじめとする道内の農業関係団体から政府に対して、今回の見直しの撤回に関する多くの要望書が出されているということは承知しているところでございまして、日高町村会での要望というふうなお話もありましたけれども、今北海道町村会で、特に関係市町村が中心になって改めて国に要望するというところで、各地域の実情の違いもありますので、その辺の意見の集約を行っているということでもございまして、もちろん当町としても、それに対して意見を申しているということでもあります。ご質問にありますように、平取町としてもこのような状況は看過できないという認識もありまして、特に胆振日高管内の飼料作物の作付が大きいというような事情も考慮して、当町特有の事情を訴えるべきではないかという判断のもと、行政報告でも報告をさせていただきますけれども、特に飼料作物への転換を進めてきた当町での

今後の地域農業の振興に大きな影響があると。直接支払交付金見直しによる具体的な現状を訴えまして、生産現場での意見が反映される国の対応を要請した内容で、こういう時期でありますので直接手渡すということになりませんでしたけれども、3月7日付けで要望を行っているということでございます。要望先は、第9区の選挙区の選出衆議院議員と道内の選出国會議員ということになってございます。立憲民主党をはじめ、野党各党からも本書を一旦白紙すべきとの要請も出ているということも承知しているということでございます。この要望を、ちょっと情報としてお話させていただきますけれども、今回要望させていただいた道内の國會議員から先週電話をいただきまして、現在、今回の見直し方針に係る現場での混乱を承知しているというようなこともおっしゃっておりますし、そういったいろんな要請を受けて、制度の延長とか見直し、それから激変緩和等も今後農水省の幹部と再度協議をしたいというようなことも伝えられておりますので、その辺の状況を見ながら、今後さらに当町として要望すべきようなことがあれば、それぞれ対応して参りたいというふうに思っております。この制度がどうなるかというところがありますけれども、先ほど産業課長からも今の答弁の中で、こういった制度の次に平取町農業としてどうするかというようなことを含めて、国や道の支援策を探りながら、そのことについて要請していくというのも非常に重要なところかというふうに思っておりますので、その辺も関係団体と協議をしまして、さらに中央要請するような機会があれば対応したいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長

3番中川議員。

3番  
中川議員

私も今回のこの見直し法案、これ通ってしまうと大変なことになりますけれども、もし通った場合に今の農業経営に至るまでの約半世紀にあって、やっと現在の形になったと思っております。農家というものは、一つの土地に一年に一作の作物しか栽培出来ません。それがおいしい米や野菜に採れるまで、失敗を何度も乗り越えて、やっと消費者に買ってもらうことが出来ます。国の方針で麦や大豆を作れと言われても、排水基盤の整備をしっかりとしないと畑のものは難しいと思われまます。そこで、畑地化の考えが出てきた場合ですけれども、排水基盤整備の要請についても検討すべきと思いますけれども、その辺町長の考えを伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

平取町は、現在といたしますか、基幹産業、第一次産業、農業というようなことで、特にトマトの生産では全国屈指の産地にまでなったということで、これは本当に並々ならぬ先人の努力とそれをさらに進化すべき現在の農家の方々の取組があるからこそという認識をしてございまして、今後も平取町といたしまし

ては、基幹産業である農業を守って、さらなる振興を図るための施策等に町としても取り組んで参りたいという基本的な考えを持ってございます。今回の水田活用直接支払の制度の見直しによって、この先、激減緩和措置などもあるかもしれませんがけれども、いずれにしても当町の現在の転作の状況からして、農地の集約や畑地化に向けて、様々な議論をしていかなければならないというふうに考えてございます。中川議員の質問にあります基盤整備等への対応ということでございますけれども、先ほどの課長の答弁にもありましたとおり、現状として基盤整備が遅れているというような現状もあって、その辺の現状もありながら、ただ、今後こういった制度の次に来る農地の集約、流動化に向けて、畑地化というところが重要なポイントとなるというようなこともあれば、いろいろ国や道の制度を利用すべきような工夫といたしますか、そういう対応もしながら町としても基盤整備に向けて、まずはその実態でどのような規模でどのような基盤整備が必要かとか、どの地区にどのような対応が必要かということも含めて、いろいろと検討をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、先ほど林地化の話もありましたけれども、総体的にやはり平取町の農地の形態が大きく変わる、非常に契機になる制度改正だと思っておりますので、より今後の情報収集に努めて一番良い形での平取町の農業振興を検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長

3 番中川議員。

3 番  
中川議員

今の若い農業者の方々は、昔の苦勞した時代のことはわからないというのが現実だと思っております。しかし、将来を担う人たちも今の若い農業者です。今ここで平取町の農業が行き詰まることのないよう、進む道をしっかりと行政がサポートできるよう、お願いいたしたいと思えます。私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長

以上で中川議員の質問を終了いたします。次に、10番松澤議員を指名します。  
10番松澤議員。

10 番  
松澤議員

先に通告しております、これからの保育施設の在り方について伺います。  
現在、町内には4つの認可保育所と2つのへき地保育所が開設されております。その中のバチラー保育園が老朽化による園舎の建て替えを計画しております。令和5年の4月から新園舎使用を予定しております。その際に、幼稚園機能を備えた保育所型認定こども園に移行する予定であり、町としても、教育・保育環境整備の一環として平取町第6次総合計画に計上し、整備費等に対する支援を行っていくとしています。現在、バチラー保育園の定員は60名なのですが、実際は63名、常時定員を超える人数を受入れている状況です。そのため令和5年度からは定員を73名とし、余裕を持った定員数で開設する予定で

ございます。平取町の子ども数の推計結果は、町全体では減少傾向となっており、どの保育所も入所人数は減っていき、そのため各保育所の経営が困難になっていくと考えられます。現在、へき地保育所の保育時間は、8時から5時となっています。フルタイムで働く親には短い時間帯ですので、保育時間の長い認可保育所を望む方がいるかもしれません。それぞれの今の時代に合った形態が求められます。平取町へき地保育所の条例の規則には、10名未満の保育所は原則として開設しないとあります。4年度の予算書では、多めの数になっていますけれども、調査によりますと、令和4年4月1日現在ですと、紫雲古津へき地保育所は定員30名のところ6名、荷葉へき地保育所定員30名のところ10名となっております。今のところ開設出来てはいますが、現状条件などによりこれから先どうしていくかを、この機会にへき地保育所の在り方を含め検討しておくべきだと思います。現在の町のこれからのへき地保育所に対する考え方を伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

松澤議員のご質問にお答えしたいと思います。平取町の出生者数は、今後20名前後で推移すると予想されております。また、一部の保育所については、ここ数年定年割れが続いています。そのようなことから、今年度、教育保育施設の利用に関するニーズ調査を実施しております。調査の結果、希望する施設では保育所、認定こども園の保育所機能、へき地保育所の順に多く、保育所、認定こども園の保育所機能、へき地保育所を選んだ理由では、家や職場から近いという回答が多く見られました。保育時間については、保護者の勤務時間に合わせた保育を希望する方が多く、また、保育所を選ぶ基準については、希望は一定数の児童がいる、こだわらない、施設設備については整っている、そのほか兄弟で同じ施設に通わせたいとの回答が多く見られました。さらに、認定こども園に移行するバチラー保育園に何を期待しますかとの自由記載による設問では、体力面、学習、衛生面の回答が多く見られております。町政執行方針にバチラー保育園の改築を契機として、今後の保育体制の在り方について、現実的な方向性を検討するとしておりますので、ニーズ調査の結果を踏まえて、今後具体的に検討していく必要があると考えております。

議長

10番松澤議員。

10番  
松澤議員

私はニーズ調査の結果も見せていただきまして、課長の言うとおりの回答は私の中にも認識としてございます。子どもも減っていく中でどうしていくかということは、本当にこれから先必ず、増えていくようになればよろしいのですが、今のままでは減っていく状態が続くということで、そういうふうに考えていただきたいと思います。それで、保育所が経営困難になっ

てほかの地域に入所することになった場合、例えば統合するなり、そういうことになった場合に、通園が困難なのは0歳、1歳、2歳。この年齢の方もかなり保育所に今通っております。その方たちが、その子どもたちがほかの地域に入所することになった場合、そのような状況になった場合、その0歳、1歳、2歳の乳幼児のために、市町村の認可事業となる地域型保育事業を考えていくべきではないかと思っております。その中で小規模保育事業は、多様な事業からの移行を想定して3種類3タイプの認可基準を設けておまして、その中で既存の建物を使用することができるということが、すんなり移行できるのかなと思っております。そのほかの家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業というのは、保育場所としては保育者の居住でもよく、基準の設備をしなければいけないのかもしれませんが、職員の資格が必要な研修を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものとなっております。人材確保に関しては、要員できるのではないかとと思っております。先ほど課長もおっしゃいましたけれども、先日町長が町政執行方針の中で、認定こども園の建設を予定するバチラー保育園の改築事業に支援をするとともに、これを契機とする今後の平取町の保育体制の在り方について、現実的な方向性を検討してまいりますと述べられました。今からこうなった場合、こうなるというわかりやすい未来図を早めに示していただきたいと思っておりますけれども、町の考えを伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたしたいと思っております。少子化に伴い認可保育所への入所者数は減少しております。今後の経営が困難になることも予想されますので、どのような事業で子どもたちを支援できるかを、地域の保育所などにより良い方策を考えていきたいと考えております。

議長

10番松澤議員。

10番  
松澤議員

よろしく申し上げます。次に除雪体制について伺います。今年度は、近年まれに見る大雪が続き、町全体が除雪に苦労したことと思えます。町道も最近住宅が増えたことにより増えているため、対応に時間がかかり、なかなか来てもらえない町道もありました。主要道路を優先にしていることだと理解していますが、何日も何日も皆さん苦労していたということです。施設に関しましては、委託されていますので対応が出来ていたようではありますが、町道に関しても、町道の近くに住んでいる機械を持っている方をお願いして、施設の除雪と同じような体制で対応出来ないのでしょうか、伺います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

松澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。町道の除雪についてでございますけれども、除雪の実施延長、およそ188キロについて、主に3事業者と委託契約を締結し、各地区で合計9台の機械により実施しております。過去1業者の委託であった際には、除雪に来るのが遅い等のご意見から3業者に増やし、機械も2台増やして対応してきております。それでも思うようになっていないというのが現状であります。また、家の出入口は、住民の方に除雪をお願いいたしておりますけれども、最近は高齢化によりまして、一定入り口に雪を置かないでほしいとの意見もいただいておりますが、町道除雪は、最優先に道路をあけることに対応しておりますことから、難しい状況となっております。今年の1月11日から1週間で77センチの降雪がありまして、町民の皆様には除雪作業において、大変ご迷惑をおかけしたことを思っております。松澤議員のおっしゃっております個人的に町道除雪の依頼をすることを考えますと、前もって依頼をする方との委託契約を締結しなければならないため、降雪の多い年も少ない年も委託契約と、それに伴う保険料や最低保証料金の予算確保が必要になることから、道路維持担当サイドから、個人の方に町道除雪の対応をお願いするという事は難しいものと考えておるものでございます。以上でございます。

議長

10番松澤議員。

10番  
松澤議員

町が直接委託するという事は、委託契約、保険などで予算確保が難しいということですが、施設の業者さんのようにという内容としては、それは難しいというお答えだったのでございますけれども、例えば高齢者事業団に除雪に特化した機械を持っている方を名簿登録していただいて、町のほうから事業などを依頼するという形をとるとか、例えば建設業者に降ったときだけ、最初から委託契約するのではなく、お願いするとか、町道に関しましては、少ない台数で何日もかかるより、台数を増やして短時間で終わる方法を、ぜひいろんな方法を考えていただきたいと思いますと思っております。今現実には難しいというのは、理解しましたけれども、何かできることがあれば、考えていただきたいと思います。次に、今回高齢者の方とか公営住宅に住んでいる方で、周りが空き家になっている状況の方など、除雪に苦勞している方が大勢いたと思います。どこに誰にお願いしたらいいのかもわからないような状況で、町の方のほうにもかなりの連絡が入ったと思います。大きな町では、地元学生も多くいて除雪ボランティア等いろんな取組があるようではございますけれども、平取に近い、高齢者率4割強、人口3800人という町の取組をちょっと探したのでございますけれども、その事例では自治会、建設組合、シルバーバンク、役場の除排雪担当、社協などで除雪支援体制づくり検討会議というのを開催して、課題について話し合ったそうです。そのきっかけは、やはり普段よりも、普段大雪の町ではなくて、大雪をきっかけとして必要性を感じてそういう検討会議というのを開いたようです。それで、

そのほかいろいろ探してみたのですけれども、その他の町では自治会住民によって有償ボランティアという組織をつくりまして、それは自治会が中心になっていまして、高齢者の玄関前の除雪をグループに分かれてリーダーが巡回して自発的に避難路、歩道とか除雪する。あと、町内ボランティアとして認定して、お願いするなんていう対策をしている町がたくさんありました。こうなりますと、一つのこと、一つの組織ではなくて、いろんな組織が集まって、テーブルの上で話し合ったということなので、本当に一つのところでできることではないと思います。もともと豪雪地帯の市町村では、協働による地域除雪の取組とか、町ぐるみの除雪支援体制などいろいろありますけれども、もともとそういう地域の場合は体制が整っているということでしょうけれども、このように普段そうではなくて、急にどかっと来たときにどうしようというものでも話し合っていくということは大事かと思っておりますので、関係各課、社会福祉協議会、自治会など建設業者も含めて考えていったらいかがかと思っておりますけれども、これ、やはり町主導でやらなければ最初はいかないのかと思っておりますので、町の考えを伺いたいと思っております。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

お答えさせていただきます。松澤議員のおっしゃいますとおり、除雪に対しては、いつ雪が、大雪が降るかというのは本当に見当がつかないという、また今年みたいに本当に大変に雪が降ってしまうと、どうしたらいいかというところで本当に戸惑った状況ではございますけれども、この度の公営住宅及び高齢者、高齢者と言いましても公営住宅に住んでいる方に限ってしまうのですけれども、通路周り等の除雪が除雪によって狭くなっているという実態を確認したことから、今回に限りまして町営住宅の排雪をさせていただく中で、空き家になっている部分についても対応をさせていただいております。しかし、通常の場合でございますと、住民の方に除雪をしていただき、出来ない方は高齢者事業団、または個人事業者へ個人的に依頼をいただいているという状況になっております。また、高齢者からの問合せも今回ございまして、いろいろ本当にご迷惑おかけしましたけれども、直接高齢者事業団等をお願いいただくようお願いさせていただきますというのが今回の対応でございました。先ほど松澤議員おっしゃいましたとおり、雪の多い自治体の状況を見ておりますと、地元学生のボランティアだとか、自治会、町内会による支援により実施されている状況があることから、平取町といたしましても、これまで社会福祉協議会で行われている助け合いネットワークの充実化の推進やその他支援の仕組みを検討していかなければならないかと、この度の豪雪において考えさせられました。いずれにいたしましても、町民の皆様の協力なしでは立ち行かない時代となっていることを再認識しまして、先ほどの町道の除雪も含めてなのですけれども、平取式の除排雪のルール化ができるよう、今後、各関係機関と検討していくところを



していききたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長

以上で10番松澤議員の質問を終了いたします。続きまして、9番高山議員を指名します。9番高山議員。

9番  
高山議員

一般質問として通告している内容等について、再度確認等々も含めて質問させていただきたいと思います。まず1点目の行政改革に関する取組についてということで伺っておきたいと思います。過日、総務常任委員会でこの行政改革に関する取組について報告されましたけれども、この行政改革の内容等について、総務常任委員会に報告されるまでの間の審議なり経過の流れについて、まず伺っておきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それではお答えをしたいと思います。行財政改革の今回の提案に至るまでの経過ということで、これは町議会の常任委員会の中でも報告をしていますけれども、内部的には行財政改革の検討部会あるいは本部会議などをこの1年間行って町長に上申をして、1月28日の行財政改革の審議会で受けて、経て町長に答申という形になっています。また今年度の行財政改革の大きな課題としては、組織の機構改革ということで、保健福祉課や町民課の業務の所管替えや観光協会の法人化に伴う観光商工課の組織改編という、あともう一点が、これは令和2年度から引き続き課題となっていた、事務改善計画に基づく事務事業の所管替えという形になっています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

組織機構の改革については、今、先般説明ありましたので、これからまたわからないところについては質問させていただきたいのですけれども、私が何を言おうとしているのかということ、結果的には本部会議等々の中で決定されて、そして行革審議会に1月にかけた。総務常任委員会には2月、先般この間かかったばかりなのですけれども、やはり何でもかんでも議会に報告をしてとは言わないのですけれども、こういった内容等について議会が事前に最終的なその審議会で答申される前に、例えば意見を述べることができる機会というのはやはりあるべきではないかと。前に総合計画については、今変わりました総合計画の審議会の前に議会の意見を言えることが出来て、それが最終の審議会にかかって若干修正されたというようなことも聞いておりますけれども、やはりこういった行政改革の機構もそうですけれども、どうなのですか、議会に事前に審議会で決めたものをこういうふうに今年になりますよということが、ただ言われても中身を聞くだけで何もならないというふうに思うのですけれども、今後、

そういう形で、何でもかんでも委員会なり議会報告してということは言いませんけれども、こういった特に大事な行財政改革の経過の流れの中に、やはり議会としても意見を言えるようなそういうものを設定していただければ、ただ報告を受けて、いや総務常任委員会もう追認するという形だけのものでは、議会として何も言えないということは問題ではないかなというふうに思いますけれども、その辺の検討についてまず一点伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

今の件につきましては、今回、令和3年度については、途中、選挙などもあって行革のほうが少し時間をおいてということで、どちらかというとも11月、12月、1月という中で、それまでも事務レベルの協議をしていましたけれども、そういうことになったので最終的に議会には2月の常任委員会ということになりましたけれども、こういう案件については今後は途中経過なども報告することは可能ですので、今後こういう形で必要な場合には常任委員会の中に報告をしていきたいと思っています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

できれば、この行革ばかりではなくて、やはり議会として意見を言える場を、もしくはその決定の前にそういったことが対応できるような場を設けるような形で、この審議の中に一つ入れていただければというふうに要望しておきたいと思っています。それと、先般の総務常任委員会の時に、確かに資料はいただきました。でも、今回の一般質問の、今机の上に上がっている書類を見たのですけれども、議会の総務常任委員会に報告されている時には組織機構改革も、フローチャートみたいな形で簡単に出てきている。何で議会の一般質問の資料みたく平取町の処務規程の中の事務分掌のような形で組織・機構はこう変わります、事務所、事務分掌はこうなりますということが、なぜその総務の常任委員会のときに資料として出ないのか。これ、一般質問に対しての資料なんかこんなものももらったってどうにもならないので、なぜ総務でやる時にこの事務分掌の整理したものが出てこなかったのか、その辺の経緯についてまず一点伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

行革審議会の中でもそうですけれども、今回、議会に対して提出したものについてもこの資料ということで、高山議員がおっしゃるとおり、この事務分掌の考え方について提出していないということでしたけれども、まだ係としては、議会の常任委員会のときには、係の関係ですとか、まだ係名も特にはまだ詳し

くは決まってないということもあったり、また事務分掌についても詳細について、まだ詰め切れてないところもあったことから、今回の提出ということになっています。あわせて先ほど言いましたように観光協会なども、そのほか事務の所管替えなどもあって、改めて今週の月曜日に取りまとめということで総務課のほうで取りまとめましたけれども、全体の役場の庶務規定なども含めて見直しをかけるということになっていきますので、大変作業が遅れて提示が遅れましたけれども、今回の提出になったということになっています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

作業遅れるということは、これ訓令ですから、庶務規定は訓令ですから、訓令というのはほかの条例や規則や告示と違いますので、基本的には内部で仕事をする人方のための事務分掌の整理ということになりますけれども、ただ、少なくともこれはあるのであれば、何でこの行革のときに出てきたフローチャートだけで、これにこれをつけてくれれば十分に、できてないものもありますけれども新しい係も、例えばこれから質問する子どもの関係の家庭拠点関係についても、こんな感じで一応分ける予定ですということを書いてくれないと、話す内容が、聞く内容が全くわからない。この福祉の関係の中には、子育て支援係と町民福祉係って、これから今、仮称ですけれども、これからまた聞きたいと思えますけれども、施設の老人福祉寮だとか紫雲古津の保育所だとか荷菜保育所、発達支援センター、児童館、これらはそれぞれやっている仕事の内容だけであって、それを分けましたということにはならないのではないかと。やはり最低でも、まだ分けている途中かもしれないけれども、事務分掌かもしれないけれども、せめてこれぐらいつけてくれなかったら、何の組織がどんなふうになるのだということにはわからないのですけれども、この辺については議会に対する対応が、うちは行革審議会終わった後で追認すればいい形なのかもしれないけれども、やはり最低限これぐらいのことは、付けていただかなければ何も議論する資料がないということになりますので、もう一度その辺、対応についてきちんとしていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

議長

副町長。

副町長

議会に対しての対応ということで、今回、この事務分掌の資料は提出しなかったということに対して、遅くなったことに対して大変お詫びを申し上げたいと思えます。またこの事務分掌のほかに、この下につながる分掌規定等もあって、言い訳になりますけれども、そういうものも整理ということもありましたので、2月の常任委員会の時には提出できなかったということですので、次回、このようなことがないように進めていきたいと思えます。

議長

9 番高山議員。

9 番  
高山議員

この辺あまり言う話でもないのですけれども、最近の会議を見ると先般の総務常任委員会の時でも、こういうもの確かに出てきてないということもありますけれども、もう少し町で出すときにしっかりと検討していただいた形を出してほしい。先般委員の質問の中でも、例えば今回、電気自動車の関係だとか、レンタサイクルだとか、いやいや、補助金が入っているから無料でないと出来ません。そのうち、いやいや、それは有料のよそでも取っていますなんていう、出すときにもうちょっときちんとして丁寧に内容を精査してから出してほしいということも含めて、付け加えて言っておきたいというふうに思っています。もっとしっかりと、総務なり議会の全員協議会出すときにきちんとした形を出していただきたい。あまり安易に出し過ぎるといえるか、出されて聞かれてわからないでは困るので、その辺のことも十分に今後気をつけていただければというふうに思っています。それでは機構改革の中で、私は結果的には言っても何にもならないのですけれども、ただ今回の組織機構改革の中で、わからない点についてご質問させていただきたいというふうに思っています。まず最初に、町民課と保健福祉課の仕事の関係なのですけれども、これ児童福祉法ではここに書いてあるとおり、第10条の中で新しく子ども家庭総合支援拠点を設けなさいということになっています。これは新しいわけではないのですけれども、子どもとその家庭及び妊産婦等対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務を行うということで、要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものということで、参考の組織図を見せていただきました。そういった形の中では、非常に内容の濃いといえるか広いといえるか、いろんなその関係機関と連携を取らなければいけないという内容になっているかと思うのですけれども、僕のところでは、ここにある要支援児童及び要保護児童の支援業務、この中には特定妊婦も入っていると思うのですけれども、まずこの要支援児童と要保護児童と、そして特定妊婦の法律的な用語といえますか、これはどういう内容なのか、まず一点教えていただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

高山議員のご質問にお答えしたいと思います。今ご質問にあった要保護児童等の関係なのですけれども、危機判断とその対応とか調査アセスメントとか、あと支援計画をそういう児童に対して提供するというか支援するというような内容になっていまして、この子ども家庭総合支援拠点の出来た経緯といいますと、虐待とか相談件数の増加とか複雑化などによって専門性が必要とされて、前の計画まででは令和4年度末には設置が求められているところです。ちょっと答えにはなっていないのかもしれないのですけれども、今わかっている状況といえるか、そういうようなところでもあります。

議長

9 番高山議員。

9 番  
高山議員

僕が聞いているのは、法律的な用語の中で、ここで書かれている要支援児童とは何ぞや、要保護児童とは何ぞや、特定妊婦とはどういうことなのかという、言葉の内容の説明をまず、調査とかいろいろなことがあるのですけれども、そのことは別にして言葉が、言っている、わかっているような感じだけでも、正直ちょっとわかりづらいので、この3つの要支援児童と要保護児童、こういうところはどういうことなのか、特定妊婦とはどうなのかということを用語で説明を教えてほしいということになるのですけれども、どうでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長  
議長

調べて後ほど回答したいと思います。

ここで休憩します。再開は11時からといたします。

(休憩 10時50分)

(再開 11時00分)

それでは、続きまして、高山議員の質問を再開いたします。9番高山議員。

9 番  
高山議員

先ほど質問したのは、ここに書いてある、説明のイメージ図のところに書いてあるように、子ども家庭総合支援拠点にはそういう児童なり、特定妊婦なりを支援していきますということになっているので、この段階でさっき聞きましたように、要支援児童だとか要保護児童だとか特定妊婦というのはどういう人か、どういう人が対象になるかということを知っているのですけれども、内容がわかればもう一度お願いしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたしたいと思います。要保護児童とは保護者のいない児童ですとか、保護者に監護させることが不適當な児童のことを言います。また要支援児童とは保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童でありまして、要保護児童に当たらない児童のことを言います。特定妊婦ですけれども、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが必要と認められる妊婦といたしまして、出産の準備をしていない妊婦ですとか、心の問題を抱える妊婦、または経済的に困窮している妊婦などを指すということでもあります。

議長

9 番高山議員。

9 番  
高山議員 とうい人方を対象にして、先ほど保健福祉課長が答弁したように、いろんなその支援の体制だとか情報だとか他の関係機関との調整だとかというものが、かなりそういった意味では必要になってくるというふうに思いますけれども、それでは平取の場合のこの人数だとか、例えば子どもの人数なんかも比較をして例えば設置形態等の類型というのはいろいろあると思うのですけれども、何の類型に入るのか、まずお聞きしたいと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉  
課長 お答えいたします。平取町は小規模型の小規模型 A に属することになるかと思  
います。

議長 9 番高山議員。

9 番  
高山議員 小規模の A 型ということで、一番小さいその子どもがいるところに該当するの  
ではないかなというふうに思うのですけれども、そういった形の中で小規模 A  
型というのは、職員の最低配置人員が決まっているかと思うのですけれども、  
そういった形の中では主な業務や資格の中では、子ども支援と心理担当と虐待  
担当というようなことがあると思うのですけれども、この小規模型 A 型であれ  
ば、どんな人を採用というか置くのかということで、子ども家庭支援員を置く  
ということにはなると思うのですけれども、その資格と小規模型 A の最低人員  
について、まずお知らせをいただければと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉  
課長 お答えいたします。先ほど高山議員がおっしゃったとおり、子ども家庭支援員  
を常時 2 名配置が義務づけられておりまして、そのうち社会福祉士ですとか、  
保健師等の資格は必要となっているところであります。

議長 9 番高山議員。

9 番  
高山議員 今課長から言ったように、資格のある人ということで基本的には社会福祉士だ  
とか保健師だとか保育士だとかということになるのですけれども、うちの町も  
やはり最低の配置基準の中でいくと、そういった有資格者を今度新しくなるで  
あろう子育て支援係というところに人員配置を適正にするということのお話で  
いいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長 副町長。

副町長

今の高山議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、この子ども家庭総合支援拠点ということ、今年の4月から立ち上げるということではなくて、これはまた国の今回改正法が出てくるようですけれども、昨年4月設置した子育て世代包括支援センターとこの子ども家庭総合支援拠点、国の動きとしてはこれを兼ね合わせた組織を作りなさいというようなことになってきていますので、この当初は子ども家庭総合拠点の設置に向けて4年度に検討したいということで、あと子どもの関係の事務について分けるという形にしたわけですけれども、4月にこの子ども家庭総合支援拠点を設置するということではありませんので、新しくできる今国の考えでいくと、子ども家庭センターみたいなものを市町村は設置しなさいという、それは努力義務ですけれども、その段階にまた専門職員の配置なども考えていきたいと思っています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

その4月から考え、すぐということではないということになるのですけれども、それではあれですか、先般説明した令和4年度から町民課に高齢者福祉、例えば保健福祉課に子育て支援係というのはこれもすぐはやらないという捉え方でよろしいのでしょうか。

議長

副町長。

副町長

これについては4月から実施をしたいと思っています。この保健福祉課の業務の関係ですけれども、これまで行革の中でいろいろと協議をしてきた経過がありまして、平成27年以前から保健福祉課の課長の業務が多岐にわたるのではないかとということで、ずっとこの間協議をしてきました。また子どもの関係の業務を国の動きでいきますと新しい庁ができたり、そういうこともあって一時的には保健福祉課と町民課合わせて3つの課にしてはどうかというような行革の議論もありました。最終的に平成31年の時に少し、もう1年待とうと、その時には、子ども包括支援センターの関係もあって、それを見てということになっていたのですけれども、いずれにしても保健福祉課の業務的には非常に多岐にわたるといってもありましたので、今回、高齢者部門については、高齢者というか、この本日提出しました資料のとおり、子どもの支援に関しては保健福祉課で、高齢者や障害者あるいは生活保護の関係については、町民課に移していきたいと思っています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

今の話を聞くと、市町村における先ほど言いました子ども家庭総合支援拠点を立ち上げるためにこの子育て支援係をつくったわけではないのですか。例えば

今聞くと、うがった話の聞き方をすると、福祉の課長の業務が多いから分けたというふうにしか聞こえないのだけれども、これは子育て支援係を作るので家庭拠点をつくります、だから令和3年度に作ったその子育て世代包括支援センター、母子健康包括支援センターと一緒にあってそういった家庭拠点の、俗に言う児童福祉法に基づく事業をやるということになるのではないのかと思うのですけれども、これ子育て支援係をつくるけれども、この家庭拠点というのは、うちはいつ作るのですか。

議長 副町長。

副町長 先ほども話したと思いますけれども、今回、国会でその法案の改正がありまして、先ほど言った子どもの包括支援センターとこの支援拠点というのを2つ兼ね備えた組織を市町村に努力義務ということで考えているということですので、そのもともとはその支援拠点の設置に向けて4年度協議をしようと思っておりますけれども、国の動きが変わってきたところもありまして、これも含めて設置に向けて検討していきたいと思っています。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 結果的に子育て支援係を分けて2つ分けたのですけれども、その俗に言う、このイメージ図の中にある子ども家庭総合支援拠点はどうしたら、どの時期につくるのかというのをもう一回、ちょっと聞こえなかったので、もう一回答弁をお願いしたいと思います。

議長 副町長。

副町長 支援拠点、先ほど言った支援拠点と包括支援センターの2つの組織を兼ね備えたものを国としては今国会の法案で、改正法で出しているということですので、もともと4月以降支援拠点の設置に向けてということで検討することになっていましたけれども、国の動きを見ながら今後検討していきたいということです。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 理解できたようなできないような。この説明の中には、平成28年児童福祉法の改正により自治体は設置が義務づけられたということで、これ10条の2と書いていますね。これは、まだ決まっていないということですか、国では。それともこういう形ではなくて、もうちょっと変わったものが出てくるのを待っているということなのか。これ平成28年の読んでいくと、児童福祉法の中に子どもの家庭拠点、例えば先ほど言いました子どもだとか特定妊婦だとか、そ



ういうものを一体的になった形のものを作れということがあるから、これ4年から取組の内容で出てきたのかと思ったのですが、そうではないのですか。これからその閣議決定なり、なにかが必要だということになっているのか、その辺もう一回教えてください。

議長 副町長。

副町長 そのこのところは、先ほど言いましたように今回改正法が出されていますので、その中でこれまで子ども子育て世代包括支援センターとこの子ども家庭総合支援拠点というのを2つの構えていたのですが、それを統合する子ども家庭センターを市町村に設置の努力義務ですけれどもなっていますので、その動きになっていくかと思っています。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 ちょっと頭悪くてよく理解できないのですが、28年に出したときには市町村子ども家庭総合支援拠点をつくりなさいと10条の2で書いてあるのですけれども、これからの法律の中でこれが改正されるということなのですか。だから今、うちの町でいうその子育て支援係がその拠点を成す中核になるのかというふうに思っているのですが、新しく改正される内容のものが出てきて、それは決定しないとこれはまだ作らないという捉え方でいいのか、もう一度申し訳ないけれども教えていただければと思います。

議長 副町長。

副町長 この子ども家庭総合支援機関については、今作らないというふうに、ということです。全国の自治体では子育て世代包括支援センター、これが設置を終えたのが、これは2020年4月ですけれども、全体のこれは多くいっているのですけれども、そのセンターは92%、支援拠点が36.5%ということで、この支援拠点の設置が非常に遅れているということもあるのかわかりませんが、今回、改正法案でその2つの機能を兼ね備えた子どもセンターを設置するという改正法案が出ているということです。それに向かっていきたいと思っています。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 ですから、僕が聞くのは、今この副町長の答弁でいくと、新しくその子ども家庭総合支援拠点が、またちょっと改正されるということで今は作らない。作らないけれども、うちのこのフローチャート見ると、令和4年度から福祉を2つ

に分ける子育て支援係と町民課の中に町民福祉係を、これはこれからその家庭拠点というか、要支援児童だとかそういったものからの対応を迫られてということではなくて、保健福祉課長の業務が多いから分けたという捉え方でのみだけれど、そういうことでよろしいのですか。

議長 副町長。

副町長 ひとつとしてはそういうことでもあります。また今回、福祉係を2つに分けたというところについては、福祉係の今の所管というのは児童福祉や障害者、高齢者、生活保護など、今日配付しました事務分掌のとおり、非常に事務分掌は簡単にこう書いてはあるのですが、非常に重くなっているということと、平成27年度に子ども子育て法が制定されて、この施策についてかなり制度も細分化されて業務としても重くなっているということもありまして、まずはこの福祉係を2つに分けるということで、今回子ども支援、子育て支援係と町民福祉に分けることとしております。また先ほども保健福祉課の再編についてということで、以前から保健福祉課の課長の業務が多岐にわたるということは懸念がされていて、この間行革の中でも議論してきましたけれども、あるいは保健福祉課の2つに分けて子育て支援課なり、そういうことも検討しましたけれども、結果として現在に至っているということもあって、今回、町民課と保健福祉課の福祉係の2つに分けて、1つを町民課に移してできるだけ事務の平準化というか、施策が進みやすい形にしていきたいというふうに考えています。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 あまりしつこく対応するほどの内容のものではないですけれども、結局この子ども家庭総合支援拠点というのは関係ないのですね、今は。関係ないやつを説明して課を分けることの行革の組織機構で説明をするというのではなくて、ストレートに課の体制が、仕事が多過ぎてという、今までの行革の流れでは自分たちも聞いてますけれども、そのために係2つに分けるということだけの内容ということで、受け取りでよろしいですね。もう一度だけきちんと答弁してください。

議長 答弁はどうします。

9番高山議員 そうなら、そうでいいです。

議長 副町長。

副町長 先ほど報告というか、これまでの経過を簡単に説明しましたけれども、保健福

祉課については、これまでも業務が多岐にわたるということもあったということで、平成27年以降からずっと議論してきたというところです。高山議員が言うように保健福祉課長の業務が広いということもあって、その軽減のために町民課ということにしたこともひとつだと思います。それと、業務が増えた中にはその子ども関係の施策について、細分化されて制度が多岐にわたるということもあってこのような形で福祉係を2つに分けたということです。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

いや、それがひとつというよりか、それがほとんど全てのように聞こえるのですけれども、ただ係を分けるとか何とかって、保健福祉課長の仕事の業務が多いだとかということは重々私らも承知していますけれども、それだったらその平取町の処務規定の中に、課長を補佐する補佐制度を作ってこの部分は補佐に任せるだとか、例えば昔は、ケース検討会議になったら課長が出ていき、福祉の主幹が出ていき、保健師が出ていき、そして病院の事務長が出ていって、地域でそういう検討会議をやったりなんんだり、ケース検討会議をやったりするのですけれども、基本的には、もう決まったことだからいいのですけれども、ただ、できれば福祉の窓口を二分にするというのは、やはり適当ではないかと思うのです。福祉課に行ったら、隣の課は町民課だからそっち行ってくださいと言えばいいのしょうけれども、ワンストップ窓口というのは、いつも行政という効率の良い行政の進め方かというふうに思うので、二つに割るその理由が福祉課長の仕事が多いから、処理しきれないということなのか、それを整理してあげるということなのかかわからないですけれども、利用者本位で考えたら、保健福祉課に行ったら福祉のことは子どもから大人までその窓口で全部対応できるということのほうが私はいいいのかなと思うのですけれども、その辺の考え方はなかったのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

保健福祉課ということでふれあいセンターで同じ場所ですので、今回これが例えば別の場所になるのであれば、利用する町民の方にも迷惑をかけるということになりますけれども、同じ場所ということでそこそこはご理解いただけるのかというふうに思います。それに向けての当然町民周知もしっかりしていかなければならないと思っています。また、これまでも今高山議員がおっしゃったような課長補佐制度などもあるということで、これはこの間ずっと議論もしてまして、例えば次長制度を作るとかというのもありました。結果的には、なかなかそうならないということと、課長補佐制度については、実態として大課制の時にやりましたけれども、なかなか機能しづらかったということが町の反省としてありますので、それは候補に挙がっていましたが、考えなかったと

ということです。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

そういった意味では、これなんぼ言っても行革審議会ですら答申された内容ですので、私の所感を言っても対応はあれなのですけれども、ただそういった意味では、同じ職場の中にあるからどうだという話ではないので、やはり福祉は福祉の中で機能させる、ましてや子どものその拠点はすぐ作らないのであれば、そういった内容で対応してしばらくはいいのではないかと思います。業務量が増えることによって、係がどんどんどんどん増えていく。定数条例には、会計年度任用職員だとかそういう人方がいるからあれですけれども、どんどんどんどん人も増えていくということにも抵触しかねないかというふうに思いますので、できればと言っても、もうどうもならないのですけれども、やはり福祉を分ける必要なく、町民の利便性を考えた形の中で対応していただければよろしいのかというふうには思っています。言ってもしょうがないのですけれども、取りあえず福祉の関係については、答申後の内容ですであれですけれども、もう一点、まちづくり課から広報広聴係を観光商工に移した件について先般説明を受けました。受けましたけれども、もう一度この内容でいくとこの取組についてということで、町の広報部分を観光商工課に移管し、観光振興及びPRに資する業務展開を図ると。今度は観光商工に持っていったら、今までの業務のほかに観光PRだとか観光に関わるものも広報広聴にやらせるということになるのかどうか。ただ、ちょっとフロー図見てがっかりしたのですけれども、考え方の中に、先ほどの町民課と福祉の内容ではないですけれども、観光協会がこのフローチャート図を見ると、観光協会が法人化されて出ていったので、この観光商工の係が片方しかないということで、まちづくりから広報広聴を観光商工へ持っていくというのは聞いたこと、私の知る限りは、聞いたことがなくても機能すればいいということになるかもしれないけれども、この辺の関係について、どういった経緯で持ってきたのかだけ、できればもう一度説明をお願いしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

これにつきましても、先ほど今高山議員がおっしゃったように、行革の中では町の広報部門を観光商工課に移管をして観光振興及びPRに資するということになっておりまして、より同じ課にあることによって、その観光も含め広報も充実できるということで設置をしたいということです。観光商工課が今度法人化になって観光商工課の業務をどうするかと考えたときに、以前は産業課にありましたし、またその前はまちづくり課にもありましたけれども、その部分を課としてではなくて別に移すとなると、やはりなかなか現行の課の体制も厳し

くなるだろうということもあって、今回、観光商工課を残して、そしてプラスして観光振興のPRに資するように広報広聴係を観光商工課の中に組入れたという形になっています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

先ほどの町民課と福祉係の関係の話と同じで、この表見たら、まちづくりにゼロカーボンの新しい係をつくる。そのおかげで一つ余るから少なくなった広報広聴を観光商工に持っていくというようにしかちょっと見えないのですけれども、それは私のうがった見方なのかもしれないけれども、こんな内容のことが行革本部会議の中で、皆さんがこの中にも本部会議の委員はいるのだと思うのですけれども、こういった内容でOKだよという話になっているのかどうか。その辺の議論の、よく聞くと課長会議でもプロジェクトでもそうですけれども、内容を知らないという課長は結構いるのです、いや、今回のことは別ですよ。ですから、本部会議の中で広報広聴は観光商工持っていてもいいねという結論になったのかどうか。その辺もう一回答弁をしていただければと思います。

議長

副町長。

副町長

行革の本部会議にも当然このことはかけてありますけれども、これについていろいろ意見としてはそう多くはないというか、広報に対してのことはなかったということです。それぞれその場でどう思っているかはわかりませんが、会議の中では特にはございませぬ。そして、本部会議のメンバーというのは、労働組合以外は全て課長職となっています。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

本部会議がどのように開催されて、意見が自由に言えない雰囲気なのか、皆さんが意見言って、これ結果的に町づくりから観光商工に持っていても仕方ないねというか、仕方ないねという言い方おかしいけれども、持っていくことがいいねということになるのかどうか、よくわかりませんが、広報広聴というのは、非常に大事な仕事だと思うのですよ。これが総務に持っていかどうか、まちづくりの中にあると言うのなら話は別ですけれども、昔みたくそれをやる係が、係というか人がいるからどこの係に仕事を持っていてもいいというような、そういう捉え方ではないかなというような気もしないでもないのです、何か広報広聴が観光商工って、本部会議の皆さんもそれでいいということでこれ出しているのかどうか、本当に疑わざるを得ないのです、何かこう係を埋めていくような。例えば前に、観光商工課つくる時に、今度は観光商工もひとつのうちの町の行政というか、そういった中心になるように観光商工作っ

たはずなのですけれども、何かその係がひとつになったのなら、昔のように産業課の中に入れるだとか何かそういう形でサポートできるような形のほうが、そういう行革で詰めていくという行革も必要ではないかなと思うのですけれども、もう一度その広報広聴がその観光商工にいった内容で、これ広報のやつは事務処理の事務分掌の中にもものはないのですけれども、過去にある事務分掌そのままということになるのですけれども、今度はこういう形で新しくまた広報広聴には事務分掌をつけるということになるのか、その辺もう一点お聞かせいただきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

広報に関しては、これまでまちづくり課ですとか総務課ですとかということにもなりましたけれども、町としても非常にどこの部署も、当たり前ですが重要な部署だというふうに思っています。高山議員が言うように産業課につけるだとか、もともとはまちづくり課にもありましたけれども、そういうことも既存の課にということも考えていましたけれども、なかなか今の観光商工の業務的には重いということもあり、今回ここにはありませんけれども、事務事業の所管替えということで、まちづくり課で持っていた事務事業について、多くの事業が観光商工課に移るということもあって、そういうことも含めて観光商工課という形にしていきたいというふうに思っています。また動きとしては、国立公園なり文化的景観もありますけれども、そういうのも含めてできれば活用できるような形にしたいということもあって課として残すようにしています。広報広聴の事務分掌については、基本的には今と変わりませんが、町民課の福祉系の事務分掌の中で書いていますが、町民福祉課の事務分掌のいちばん下にある人権擁護、これについては広報広聴から町民福祉係に移るということになっていますので、それ以外は今と変わらないということです。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

いや、私の所感ですので、本部会議で本部会議の委員の皆さんが、商工観光は片肺になったけれども、広報広聴を持たせて新しい体制で仕事もまた業務展開もやっていこうと、皆さんそういう形で賛成されて決まったのだから、私は何も言う必要ないと言えば何も言う必要はないのですけれども、ひとつ教えてほしいのですけれども、観光協会は基本的には法人化することになったのですけれども、法人化する形の中で事務所、これ先般の時には人件費相当等の分については聞いたのですけれども、事務所をどこにするかというのは聞いていないのですけれども、事務所をどうされる予定ですか。

議長

副町長。

副町長 本来であれば別なとこに拠点を設けてということですがけれども、当分の間は今の役場の中という形を考えています。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 法人化したのであれば、できれば当初は仕方ないのかもしれないですがけれども、やはりどこかの空き店舗を借りるだとか、これからの町だけではないので、観光協会でするので商工会だとか、例えば建設協会だとか農協だとかいろんな形の中で今度は取りまとめしながらということになるので、今のまま、あそこにいるのだったら法人化するのを待てばいいのではないですか。それは僕の所感です。ですから、できれば観光協会として独立させるのであれば、近々の中でもやはり独立した事務所を持って対応すべきかというふうに私は思っていますので、そのことも含めて話をしておければ、これはまた行革本部会議の中での事務所のことなんかひとつもないですから、変えていただける内容になるのかというふうには思っています。本部会議の中でもうひとつゼロカーボン推進係ということで新設なのですからけれども、ここに事務分掌が書いてあるのですけれども、これ何をするのですか、实际的にすぐ仕事で、例えば平成20年にエネルギービジョンを作った時もあるのですけれども、やはりそういった意味ではこのゼロカーボン推進係で、これ中身見ていくといろいろこう書いてあるのですけれども、バイオマスの管理やるだけではないのかというふざけた人もいますのですけれども、何をどうやってこれから、この4月から事業をしていくのか、業務をしていくのか、この事務分掌だけでは読み取れないので、具体的にどうだということをまず教えていただきたいと思います。

議長 副町長。

副町長 これについては、町長の執行方針にもあったように平成27年度に国の認定を受けて、バイオマス産業都市構想に沿った木質のみならず、可能性のあるバイオマスの活用についてさらに検討するということや、2050年ゼロカーボンシティの表明についても早々に検討したいと思っています。具体的には、これまでまちづくり課の地域戦略で所管をしていたバイオマスセンターの管理運営に関することや、あるいはそれに関わる地域エネルギーに関すること、あるいは町民課の生活環境係が所管をしていた地球温暖化に関する事務、あるいは総務課が所管していた地球温暖化対策実行計画の進行化について、今のところそのような事務を行うこととなっています。

議長 9番高山議員。

9番 今まで地球温暖化の関係でいろいろ各セクションで、そういった事務はやって

高山議員

きていたのですか。僕の知る限りではあまりバイオマスだとかいろいろなことの内容をやっていますけれども、それ以外のところで町民課では何だとか、例えば総務課では何だかって今言われましたけれども、実際の事務というか業務はやってきているのか、いや、実際の業務がなければ係作ったら駄目ということは言えないですけれども、実際関することって言ってもどういう、例えば新たにこの平取町の2050年のゼロカーボンに向けて、例えば新しくその計画書をつくるだとか、何かそういうその方針なり指針がなければ、ゼロカーボン係作りました、バイオマスの管理やります、何々やります、太陽光やりますと言っても、何か具体性が何もないような気がするので、やはりきちんとこの係がうちの町が方針としてゼロカーボンに向けて、こうしていきたいというのをやはり、うちの町得意ですので、委託か何かできちんとそういったところも整理をしていく必要があるかと思うのですけれども、今年の予算見たら、そういう作るような内容のものも何もないですし、当面ゼロカーボンの推進係って何をやるのだということがよくわからないので質問しているのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

議長

副町長。

副町長

今高山議員がおっしゃったとおり、このゼロカーボンシティの表明に当たってという、検討するということですので、それらも含めてそうなるべくと、いろいろ計画書もつくっていくことになると思いますので、それは環境施策についてしっかりやっていくために推進係を設置をするということになっていきます。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

取りあえず私の考え方として機構改革の中で、どうもやはりちょっと腑に落ちないかなというところをちょっと中心的に質問させていただきました。ただそういった意味では、もう少しその仕事の業務を分けることの是非というか、もうちょっとその町民目線というか、町民が便利というか利便性の図れる内容で、そういった形で今後も行財政改革の視点の中で皆さんにお願いできればというふうに思っています。ぜひ議会も意見を具申できるような場を審議会の前に設けてほしいということが趣旨の質問をさせていただきました。二つ目なのですが、2年から3年実施した関係の内容等について、それぞれお聞きしたいというふうに思っています。まず2年度の計画書、これはもう当然成果品出ているので、簡単にどんな内容のことをどう説明したか。そして3年度の中での計画書作りの委託事業、計画書作成の支援業務ということで、2年と3年にやった業務の内容と、それから委託料、経費幾らかかったかということなどを簡単に説明していただければと思います。



議長

町民課長。

町民課長

只今のご質問にお答えさせていただきます。説明に当たっては、本日お配りしました資料に基づいてご説明させていただきますので、資料、廃棄物資源活用事業計画書作成委託業務調査結果について、概要という資料をご覧いただきたいと思います。まず調査の概要についてご説明させていただきます。1番の調査目的につきましても、既存焼却施設の長寿命化、延命化が急務であることに加え、日胆衛生センターの改築額は極めて多額の事業費を要し、建設コスト及び維持管理費の約3割を負担することとなる平取町として、より有効で経済性の高い事業について検討を行い、その実現、可能性について調査するものとして調査をさせていただいております。このプロジェクトにつきましては事業のイメージということで、まず燃えるごみを収集してきまして、機械分別で生ごみを選別します。そしてそこで生ごみを発酵ガス発生させるためには、大量の水分、水が必要となってきます。そこで今回し尿を投入することでこういった事業出来ないかという考えを持ちました。そこで発生する発酵ガスを使い、発電して焼却施設で利用すると。発酵後に生じる消化液については、一部を焼却施設の冷却水として、残りを芽生牧野の液肥として利用する。そういった計画をして調査に臨んだものです。裏のページをご覧いただきたいと思います。調査に当たりまして、こういった形で実施するのが望ましいか、規模感そういったものを検討するに当たって、3番目にあります事項の検討がございます。結果として、③番目にあります3町のごみと平取町だけのし尿を使うことが、敷地面積的なものをいっても経済性にとっても一番いいのではないかという形で、そこに焦点を当てて調査を行っております。事業費の関係が4番に書いてありますが、まず3町のごみと平取町のし尿使ったプロジェクトを行うとした場合、本体事業費が15億1655万6000円という調査内容になっております。そして、日胆衛生センターを解体撤去するに当たって6億6000万円かかりますが、その3割33.1%は平取町が負担するということですので、6億6000万に33.1%掛けると2億1846万円という、ここに書いてある解体費になります。事業費を合わせますと17億3500万程度となります。そこに補助金と起債を充てて、実質負担額は4億4613万8000円という結果となります。これに対して維持費に関しましてはその下になりますが、年間4628万4000円の維持費、そこでこの事業は平取町が主体となって衛生組合に電力を利用していただく、電力は衛生組合に買っていただくという内容での試算しておりますが、電力売電益というところで1852万7000円の便益が生まれることから、維持管理費から差引いてその差引きは2775万7000円という結果となっております。この事業は、令和2年度事業ですけれども、その事業費に関しましては少し大きくなっているということで、引き続き1年間その精査に努めてきております。それが、右側の抜き出した表になっておりますが、事業費を精査したところ本体事業費は12億5000万

円。事業費計は14億6800万円程度。実質負担額は4億596万円。維持管理費は同じとなっております。そして、欄外注釈で焼却処理施設の延命費に関しては、1年間で600万円程度の効果があるというふうな結果となっております。そして、この調査を実施してから今日までのスケジュールについて記載しておりますが、①番で事業主体はこの調査そのものは平取町外2町衛生施設組合が行って委託発注をし、令和3年2月で業務完了をしております。2番目、令和3年6月4日で、産業厚生常任委員会へ調査結果の概要報告をさせていただいております。9月21日に平取町外2町衛生施設組合議会定例会で行政報告として報告をさせていただいております。4番目で胆振東部日高西部衛生組合事務担当者会議において、令和4年2月21日に先月なりますが、日胆衛生センター改築費の最新の事業費、それと苫小牧広域化計画事業費というものが示されております。5番目で、本日なりますが全員協議会において報告をさせていただこうという予定としておりました。この調査の結果としましては、事業費に係る平取町の実質負担、運営に係る維持管理費、下水汚泥のバイオマス発電による環境負荷の低減取組、これは苫小牧市がやる事業の関係になりますけれども、そういった苫小牧市の広域化事業という計画も上がってきている中で現在の方針としましては、胆振東部日高西部の5町と足並みをそろえて参加することが最も有効であると判断するところです。また、令和2年度の調査結果によると、本プロジェクトが実効性あるものとは言い難かった、事業費的にも言い難かったために、令和3年度の委託事業の実施は見送っておりますことを申し添えます。以上でございます。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

別に質問してないところも全部説明してくれたので、何も言うことはないのですけれども、これあれですか、令和2年は委託料は幾らだったのか、令和3年は実質出してないということよろしいですか。

議長

町民課長。

町民課長

令和2年度の事業費、衛生組合側の予算でいきますと400万程度ということになります。補助金が2分の1ということで、令和3年度町の事業については実施をしていないので支出額ゼロということになります。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

昼からの議員全員協議会もやる必要はないのではないかなというぐらい、きちんと説明していただいたのですけれども、令和2年の段階で改築をするということがわかっていたのは、令和10年度ですよ。そのように理解しているの

ですけれどもそうではないですか。令和2年の段階で改築が始まるのは、改築がやれるのは令和10年度ということですよ。まだ8年はあったという理解なのですけど、その辺はどうですか。

議長

町民課長。

町民課長

日胆の衛生組合側からご説明を受けている中では、供用開始が令和10年度をにらんでいるというふうに説明を受けていまして、ただそういった事業を行うには長期計画の樹立が必要でございます。それをやる必要があるのが、当時、平成28年度にその検討が始まってから3、4年以内には結論を出しながら進みたいというふうな説明を受けていましたので、結論を出すのは急ぐ必要があったかと思えます。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

これは内容等については承知しておりますけれども、令和2年は衛生組合に委託をして事業400万程度で、2分の1補助とはいいながらも400万程度やったのですけれども、令和3年度は予算は持っていたけれども、なぜ委託へ出さなかったのか、出さなくてもいい内容だったのか、その辺についてもう一度説明していただければと思います。

議長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。令和2年度の調査結果を見たところ、事業費がこちらの想定よりかなり多かったというところで見ますと、この事業をもし平取町単独でやるとした場合には、日胆衛生組合から離脱ということ視野に入れてやっていかなければならないと。その便益を比較した場合に日胆衛生組合から抜けるに相当するような、平取町にとって効果のある事業と言えるかどうかというのが調査結果から分析したところ、その当時ではまだそういった便益は得られないという判断をしましたので、さらに事業を精査していく、調査していく令和3年度事業については実施を見送ったというところでございます。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

今の話でいくと、令和2年度の調査の結果をもって、胆振日高の改築の費用と比較したら、比較するまでもなく胆振の改築のほうが高かったということ。3年度はやらなかったということですか。もう一回、ちょっとその辺。

議長

町民課長。

町民課長

事業費で比較しますと、町の実質負担金額を比べますと、さほど変わらなかったというところがございます。さらに令和2年度年度末になりまして、日胆衛生組合からご説明の中に、苫小牧市も改築による事業費展開が考えられていると。その検討の中に日胆の組合も入れて、議論に入れさせていただいて議論しているというお話もございました。そういった中では、苫小牧市広域化の議論も見据えながら考えていく必要があったということで、いずれにしても平取町が単独で事業を行う場合と日胆衛生センターが改築される場合との実質負担額に、さほどの違いが出なかったというところが大きなところがございます。

議長

9番高山議員。

9番  
高山議員

最終的に、苫小牧の20キロぐらいちょっと距離が長くなりますけれども、苫小牧にもっていくという形になったということは聞いてはいますけれども、言いたいのは、令和2年度で10年供用開始ということになったときに、急いでいるということだったけれども、結局補助が2分の1あったからといって、この400万は無駄になったとは言わないけれども、少し無駄遣いではなかったか、もうちょっと様子、1年様子見てもよかったのではないか、仕方ないのですけれども、僕の言いたいのは2年間やっているわけではないから、400万の2分の1で町の持ち出しが200万しかないとは言いながらも、もうちょっと経過を1年か2年待って、うちも独自に調査をやったほうがよかったのではないかと思うのですけれども、もう一度、400万結局補助入ったとは言いながらも、無駄になったとは言わないけれども、無駄になったわけですよ。だからその辺の関係について、もうちょっと1年なり延ばしたら、この400万使わないでも済んだのではないかなという、ただ私は使ったお金がもったいないということをお願いだけで、その辺の考え方については、ちょっと調査が性急過ぎたので、先ほど聞きましたけれども、調査が性急過ぎたのではないかということが一点と、胆振東部日高西部の5町の枠組みから町が単独で抜けることの是非についても、もう少し改築のお金か町で独自でやるお金が高いとか安いから抜けるとかという議論というのは、やはりちょっと拙速ではないかというふうには考えたのですけれども、その辺についてはどうお考えですか。

議長

町長。

町長

私のほうからお答えさせていただきます。まず、高山議員も日胆衛生センターの議員ですから、その経緯について詳細はおわかりだと思いますけれども、29年度に策定されております胆振東部日高西部衛生組合の一般廃棄物基本計画に改築ということでの計画を盛り込まれたということでございまして、そのときに出された改築事業費が24億5000万というようなことで、先ほどもありましたけれども一番処理量が多い当町が、非常に負担が多いということ

で、なかなか地震対策とかそういった事業費もいずれ加算されるだろうという  
ようなことも聞いておりました、その辺の事業費、こちらが相当早く出してく  
れということを要求をしておりましたけれども、なかなか出てこないというよ  
うなこともあって、令和3年度に出てきた事業費が40億5100万というこ  
とで、16億違うような事業費になっているということでございまして、結果、  
もう令和3年と非常に遅いのですけれども、こういう衛生組合の対応としても  
なかなか定まらないところもあって、うちの負担が大きくなるという現状があ  
りましたので、うちとして衛生組合での機械分別もやっていたというようなこ  
とで、そこにし尿を足してバイオマスというようなことも盛り込んだ計画が出  
来ないのかというようなことを検討したいということで、農林水産省に相談し  
た経緯がありまして、400万も2分の1補助が付くということで、その結果  
によっては次に進めるというF Sという調査でありましたので、うまく調査結  
果が出れば、次に当然補助金がつくというようなそういう道も保障されるとい  
うところもありましたので、この特財を使って調査をさせていただいたとい  
うことのでございます。今回出た結果も便益としてはなかなか大きな差は出ませ  
んでしたけれども、苦小牧へというような方向性を示さないと、示せなかった場  
合、私としては、うちとしては、もっともっと積極的に単独の方向を考えたい  
というようなところがございましたけれども、一番いい方法で竹中町長と鶴川  
の、話す機会もあって、いろいろ地震や津波のこと考えるとあの場所がいいの  
かというような検討もむかわ町としてはしているということですので、さらに  
こういった事業費の変更を見込まれるというようなことでありまして、むかわ  
町としても広域で苦小牧に入ることを非常にいい方向に進んだというような評  
価もしておりましたので、それには、私どもも自主的な負担も考えて賛同でき  
るということもありましたので、そういう方向性で検討させていただいたとい  
うことのでございまして、当然無駄になったかと言われれば、実質無駄になっ  
たのかもしれないけれども、やはりこういった調査をやることの意義といいま  
すか、やらないで、はい、わかりましたと、そこに乗りますというようなこと  
の決断が出来なかったという状況もありまして、そういうことをやらないこと  
で、結果将来に渡って大きな損失とかそういうものを与えることも予想されま  
すので、その辺は是非ご理解をいただければと思っております。

議長

よろしいですか。以上で、高山議員の質問は終了いたします。  
休憩いたします。

(休 憩 1 1 時 5 8 分)

(再 開 1 2 時 5 8 分)

議長

それでは、引き続き一般質問を進めてまいりたいと思います。8番鈴木議員を指名いたします。8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。2月27日の産業厚生常任委員会で令和4年4月から令和5年3月までの臨時交付金事業計画の中で、PCR検査については130名が見込まれているわけでありますけれども、内訳としては町職員60名、事業所の関係で50名、そして個人としては20名。そして、料金については、個人については8500円の2分の1の補助ということで記されているところであります。第6波となりましてから管内においても町内においても、感染者数は非常にそれまでより拡大をしたという状況がありまして、感染拡大を防ぐ、そういった観点からいっても個人の対象者数の数については増やしておくべきではないのかということとともに、全額について補助をするということを行うべきではないのかということで、まず伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

鈴木議員のご質問についてお答えしたいと思います。コロナ交付金事業に登録したPCR検査事業につきましては、町内事業所において感染者が発生した場合に、行政検査対象外とされた従業員等に対するクラスター発生抑止をメインに計画いたしております。これは全額補助となっております。症状者を対象としたPCR検査につきましては、道において実施している無料PCR検査と無料抗原検査がありますので、まずはそちらのほうを利用させていただきたいと思います。コロナ交付金事業で実施の無症状者を対象とした個人に対する町のPCR検査事業につきましては、財源に限りがありますので道において実施している無料PCR検査等が終了した後の受皿として、現在の要綱に準じて計画しているところであります。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

今お答えいただきました個人については、無償のそういうところがあるのでというお話でありました。ただ、一般的に自分も最近、この平取町の中でコロナにかかった方が出てきているのが非常に多くなってきたという形の中で、たまたまあそこ、沼ノ端ですか、さくらクリニックというところが、無症状の方は無料だというような形で診てくれるという話を実は聞いたのですけれども、一般的にはそういうことが本当に皆さんに通知がいて、広がっているのかということになると、やはりなかなかそうではないというのが現実かと思えます。また、とにかく12月以前、第6波と言われる以前については、比較的平取は全く出てないわけではないけれども、数としては少なかったのかというふ

うにやはり押さえておまして、そういった意味では6波に入ってから感染力が強い、そして、いろんな報道なんかでも、実は感染力は強いけれど重症にはあまりならないのではないかということで、社会活動をあまり制限しない形のことこの話も随分報道の中でされていたということも含めて少し軽く見られたのか。けれども、やはり全国的には、また東京でも初めて2万人を超えるとか、そういう事態もあったように非常に数が増えたのだと。そんな中やはり平取でも管内でも増えてきている。そういうことからいって、どこで受けたら料金がかからないとかということの案内も含めて、なかなか一般的には伝わっていなかったという形の中でありますので、やはり何かあれば、町のほうの発熱外来のほうに電話をかけて診てほしいというのが一般的に皆思うところではないかというふうに思います。そういった意味で診ていただいたときに、その枠がどうのこうのではなくて、やはり診ていただいた時には、感染拡大防止という観点から、国がやはり特別にこういう交付金を出しているという趣旨から言って個人は半額出してくださいではなくて、全額補助でやったらどうなのでしょう。この間、9日の日も補正予算の中で7月までの精算という形の中で、確か1400万でしたか、ぐらいかかっていたということで、減額補正ということがありました。そういうことからいっても、余ったから使えなくなるということではないので、やはり枠はきちんととっておく。それとかかかってしまった人については、やはりPCR検査受けるときにはそれは全額見ますよという、そういうことで私はいいと思うのです。そういうことで、確か産業厚生常任委員会の時に、このメニューを示されたときに、副町長答弁にたたれまして、検討しますということで答えていただいたというふうにちょっと記憶しているのですけれども、今お答えいただきますと、そういうことで、あれ、検討していただいた結果なのかなというふうに思いましたので、改めてその辺、もうあれから2週間以上たちますので、どういう検討の中で今の答えにつながるのかということをお伺いしたいと思います。

議長

副町長。

副町長

検査費用の無料についてということで、先ほど保健福祉課長からも答弁していただきますけれども、なかなか一般の方には伝わってないということはあるかもしれませんが、無料PCR検査、これは申込みの状況によってなかなか難しいのもあるのですけれども、苫小牧だとか、白老、新ひだか、安平に設置をしているということと、無料抗体検査、苫小牧、安平、厚真、鶴川、新ひだか、日高というのがありますので、まずはそここのところを利用していただくという形にしていってほしいと、それぞれ予約をする必要あるのですけれども、検討の結果、まずはここを利用するというようにお願いしたいと思います。

議長

副町長、もうちょっと大きい声でお話いただければ、ちょっと聞き取りづらい

ところがあるので、よろしくお願ひします。8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

この令和3年度中、個人で受けて、しかも料金のかかった人はどのぐらいいたのかということについては調査されていますか。されているとすれば、ちょっとお知らせいただきたいと思ひます。それと基本的に職場の、町職員だとか事業所の関係ということになると無料なのだけれど、個人となるとそれは2分の1しか出しませんというのは、これどういふ理屈づけなのか。結局、個人となると、それはあなたの自己責任なのだといふ、そういうことの見点が入っているからそうなのかといふ、これは今そういうことにはなかなかならないのではないですか。とにかく感染拡大をどうやって防止するかということの一助として、国がこういうふうになんか出してくれているのですから、使えるものは有り難く使うと。そして、それは世間がやはりこういういろいろ広がっている、特に苫小牧方面なんか以前から見ると非常に増えているという意味で言えば、我々の生活圏の中で非常に増えているのだという背景があるといふことで、ぜひ考えを改めていただけないかといふことを改めて望みたいと思ひますが、いかがですか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたしたいと思ひます。まずPCR検査の個人での件数なのですけれども、記憶なのですけれども10人までは利用している方はいなかったと思ひます。あと質問にあったように、なぜ2分の1の補助なのかということなのですけれども、そのPCRを受けることによって町民の方の心理的不安ですとか、経済的負担の軽減を図るといふことを目的としておりますので、そういう観点から2分の1という要綱を作っているところであります。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

今のような理由が前提であれば、当然全額でいいのではないですか。先ほども言いましたけれど、昨年7月分までの精算をしたら1400万ぐらい余りましたと、減額補正しますとやったばかりではないですか。聞いたら今個人としてといふのは10名ぐらいですといふお答えです。そしたらどれほどのことでもない。これは本当に国がせなかく出してくれているものを、やはり町民生活に少しでも影響ないようにといふことで様々な事業を通していただいているわけですから、ぜひ改めてその辺考え直していただけないかと思ひますが、もう一度だけ伺ひます。

議長

副町長。



総務課長

職員ですとか、所属所の関係については、クラスター対策ということでやっていますけれども、個人の分については状況を見ながら検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

行政用語の検討したいという言葉でないことを私は信じたいなというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いします。先に進みますけれど、次にPCR検査を望む町民への発熱外来窓口の対応についてということで伺いたいと思います。町内で家族6人と、たまたまそこに滞在していた友人の方1人、合計7人が感染した事例については、当然ご承知のことというふうに思います。質問をするに当たってご家族の承諾をいただいておりますけれども、当然、個人情報には配慮しながら質問をいたしたいというふうに考えております。最初に感染した夫の奥さんから経過について伺いました。それによりますと、2月の23日の夜に夫が行っております職場のほうから、実は職場でコロナの陽性者が出たということで、夫も濃厚接触者の可能性があるということで検査をしてほしいという連絡があったということで、翌日の24日朝に9時半から10時頃の間ということで、当の夫の方から伺っていますけれども、夫自身が町立病院に電話をして検査を申し込んだということでもあります。ところが窓口では今日はまだ人数が多いのでという理由で断られたということでありました。この時、夫は既に寒気あるいはだるさ、そういう症状が出てきていたことから、やむなく門別国保病院に電話を入れましたところ、検査を受けることが出来まして、そして11時半頃には陽性と判明したということでもあります。しかし、夫の件だけではなくて、実はその奥さんは町内の福祉事業所に勤務をされておりまして、前日は夜勤をされていたということから、事業所内での感染を心配し、そういうことがあったものですから、帰ってきてから病院の方に奥さん自ら電話を入れたということで、何とか検査を受けさせてくれと、事業所にクラスターを発生させるわけにはいかないという思いをきちんと伝えたのだけれど、今現在発熱していますかと、いや今はまだ発熱はしておりませんと言うと、発熱してないのであれば、それは受け付けることにはならないと。そして、あなただけを特別扱いするわけにはいかないということで断られたと、そういうことでありました。人数が多いのでということで、その日何人の方が受付に来られていたのかわかりませんが、人数が多いと、あるいは無症状だということを理由にして受付が出来ないと。だけど旦那さんの例、先ほど言いましたけれど門別の国保病院では見てくれた。そして検査をしてくれて陽性が判明した。町民なのになぜこのような対応なのか。そういうことをご夫婦は言っておられますけれども、これらの対応について、経過も含めて見解を伺いたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

お答えします。発熱患者へのまず病院の対応ですが、現在病院では発熱患者の対応につきましては、まず病院に電話連絡をいただき、看護師が症状等を確認し、最終的にはドクターの判断となりますが、症状のある体調不良者を優先してPCR検査を実施しております。1月中旬からの新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、全国的にPCR検査に使用する検査キットが不足している状況になっており、当院も同様の状況となっております。追加の検査キットがいつ入ってくるか不明な状況であるため、無症状者に対しての検査は実施しておりません。北海道が実施している無料の検査実施事業所を紹介するなどして、ご理解をいただいているところであります。あと、今の旦那様の断った理由なのですが、この2月24日なのですが、朝から町内でもほかに陽性者が出ていたということもあり、その関係者の方からの接触者の方たちからの問合せが朝から多数来ております。加えて休み明け、祝日の次の日の休み明けで、診察につきましても内科外来がひどく混雑しており、それに加え人間ドックもしていたため、外来看護師も人数不足で、外来自体がひどく混乱していたと聞きました。看護師長に確認しましたが、その陽性の方から今陽性になった方からの電話連絡を受けたのが、看護師長の記録では受付時間の10時を過ぎており、その時点で既に午前中にPCR検査できる人数の最大であります5人に達していたため、今日は受入れませんということで断ったとのこととあります。無症状者の検査につきましてはですが、陽性者の奥様になりますが、奥様の場合は陽性者と同居しているということで濃厚接触者となりますので、保健所の扱い案件となります。保健所の健康観察等の調査対象となり、保健所から健康観察等の指示があり、不要不急の外出は控え、症状がある場合は保健所に連絡。症状がない場合は、症状がある方を優先的に検査の案内としていることから、そのまま健康観察を行い、健康観察の期間内に症状が出てきた場合は、保健所に連絡するということになっております。以上でございます。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

一番やはり基本的なところで、先ほどから言っているのだけれど、クラスター出さないための交付金もらっているのでしょうか。そのことからいったら、やはり町民のほうから、今5名に達したのもうあれだとか、キットが不足していたとか、それ病院として本当に説明になるのでしょうか。そういうための対応してくださいということで国から金がきているという、これも大前提だと思うのです。そして、奥さんについては、特に福祉事業所で働いている、だから本当にクラスターになったら困る、そういうことがあるから何とか診てもらえないのか。それが、いや今発熱してないのだったら、保健所扱いのあれですと。そんなことが説明になりますか。結局、そこの福祉事業所、陽性なのか陰性な

のか全くわからないまま、結局陽性への可能性もあるかもしれないということで、対策を取らざるを得ないのです。どういう対策をとったのかということを知りたいところ、例えば食事について、男女一緒に食べていたのを男女別々にまず分けた。それから、実習ということで来ているその利用者さんについては、待機してもらい、来ないでくれということで、やはり様々な影響がでるのです。出ているのです。そういうことを、だから早く本当に感染しているのかしてないのか、それは本人もだし、施設も当然知りたいのです。それにきちんと答えるための病院の業務だと思うのですが、その辺、どうしても今聞いても納得出来ないと思うのですが、そういう対応で町民の方は納得すると思いますか、伺います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

お答えします。先ほども申し上げましたとおり、PCR検査キットの全国的な不足もありまして、当院でのPCR検査は現在無症状者には行っておりません。ワクチン接種が進んでいる現状、奥様が勤務されている社会福祉施設でも、入所者の感染クラスターの発生予防については細心の注意を払って徹底されているものと思いますし、職員等に疑わしい事案が発生した場合には、施設が規定するマニュアル等に沿って備えている抗原検査キットで、社会福祉施設には国のほうから抗原検査キットが配布されておりますので、抗原検査キットが常備されていると思いますので、そちらの確認も可能ではなかったのかと思っております。以上です。

議長

8番鈴木委員。

8番  
鈴木議員

抗原キットとかということも今言われましたけれど、やはりこれ感染してから本当に口の中とといいますか、喉のあたりとといいますか、そういうところで、増殖したようないいタイミングでなかったら陰性という形で出て、そのあとまた2日後ぐらいで初めて陽性ということが出てくるということで、PCRから見るとずっと精度が悪いという、そういうこともありますので、やはりだから早くPCRで診てほしい、そういうことだと思うのです。それと、平取では5名があれだからということでありましたけれど、門別の病院で何で平取の人、平取にだって当然その発熱外来用意されていて器具もある、移動式の小屋もある、門別はどうしてそういうことがきちんとできるのだろう、それも隣の町の間まできちんと診てくれている。どこが違ってこうなっているのかという、これは当然疑問出てくると思うのですが、何かその辺違うのですか。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

まずPCR検査の有無ですが、早くすればいいというものではなくて、やはりその検査する時期というものがありますので、奥様の場合は、旦那様が陽性となったことで、先ほども申し上げましたけれど、保健所の管轄下になりますので、保健所が健康観察等を行い、症状が出た場合には適切な時期にPCR検査を実施しているということになっております。また、門別国保病院のことが出ましたが、この逆のことも多数あるのです。実は門別国保病院のほうからPCR検査、平取で受けてくれという事案もたくさんありますので、今回の場合はうちが受付の人数にも達していたということもありまして、門別国保さんのほうにお世話になったということもありますが、門別国保病院もPCR検査の機械は1台あると聞いていますが、恐らく検査キット不足で、平取の場合は6台置いていますので、それで平取国保でPCR検査を受けてくださいという患者もたくさん来ておりますので、この場でご報告いたします。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

この奥さんから、実は町の対応について当事者となってみて何か思うことはありますかということで、お伺いいたしました。そういう中では、時間が10時までとかという話もありました。受付時間が10時までだと。私も実はその受付時間があるというのをよく知らなかったのです。自分がやはりなるという前提でなければ、せっかく病院のほうから出していただいている病院だよりといえますか、あれに書いてあって、やはり裏面といえますか、そのお医者さんの番組表は見るのですけれど、表までは見てなかったということで、後となってわかったのですけれども、患者になった旦那さんも言っていました、時間に制限があるというのは全く知らなかったと。そういうことも含めて、それでこういう時間帯についてもやはり再検討してくれないかと。一つの望みとしては、そういうことを思っているということで言っていました。それで、その10時ということについては、病院から出ているカレンダー見たわけですが、ワクチン接種の日、午後から予定されている日については10時までということが書かれております。それで、2月、3月の外来診療カレンダーを見ました。2月は18日の診療日中12日間が10時までということになっています。それから3月については22日間のうち13日間において10時以降の発熱外来の受付ができないという日程になっていると。本当に診療日の半分以上が受付できない。これで本当に町民の健康に寄与するという、そういう病院の目的は本当に達成できるというふうに思っているのかなと、やはり見てしまうと思ってしまう。誰が考えてもPCR検査が、ワクチン接種があるから10時以降は受付出来ないというようなことについては、そういった意味では実際になってみると、そういうふうには思えないというのが本当の思いだと思いますので、ぜひとも柔軟に対応できないのか、改めて伺いたいと思います。また、先ほどから言っていますけれど、施設や保育所、あるいは医療に関わっているよ

うな人に対してPCRは検査がなくても受けさせてほしいと。先ほども少し施設といたしますか、事業所の対応について述べましたけれども、本当に奥さんは夫が発症する前日も勤務していた、そんなことから職場への影響ということが一番恐れたということがあります。そういうことから、ぜひそういう施設関係者、保育所、医療に関わっている人については、もうすぐにもさせてほしいということをおっしゃったので、この点についても改めて伺っておきます。また、実は、門別国保の看護師さんから、奥さんが旦那さんと一緒に行って看護師さんのほうから言われた話として伝えてもらったのですけれども、平取にも発熱外来あるのに、何でこんなに平取の人が来るのか不思議だとそう言われたそうです。こうした事態については、今、病院事務長から逆の場合もあるのだという話もありましたけれど、やはり圧倒的に平取から掛かりに行っている人が多いという話があるから、こういう話になるのかなというふうに思うのです。病院事務長だけではなくて、町長、副町長もこういう実態についてきちんと認識されていたのかどうか、その辺り伺いたいと思うのですけれどもいかがですか。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。門別国保にうちの町民が多く行っているという実態を、正直私個人としては把握をしておりませんでしたし、どのぐらいの数というか、その辺の詳細調べることも大事だと思いますけれども、事務長が繰り返すとおろ、なかなかPCRのキット自体に制限がどうしても出てくるということで、本来であれば本当にそういう意向がある方にそういったPCRをやっていただくというのは理想なのだろうというふうに思いますけれども、キット数の制限ですとか、発症者に対してのそういった施しがまず優先されるべきだろうという、そういう病院での取決めといたしますか、そういうものもありますので、その辺はそれに従って今のところ進めなければならないということもありますので、ただ、うちの町民が門別に行くのは駄目だよというようなことも、こちらからも言えないようなところもあるのかと思いますので、その辺、なるべく発熱したら、うちの病院を受診していただくようなこともいろいろお知らせしたいと思いますが、実態を把握して門別国保に迷惑をかけているような状態があれば、その辺はいろいろと話をさせていただければというふうに思っております。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

PCRの検査料、確か令和3年度の1件当たりの金額というのは1万1千円かそこらではなかったでしょうか。違いましたか。それよりまだ低いのですか。いづれにしてもこの令和4年で計画されているのが8500円。正直言って平取

国保病院での外来患者一人当たりの平均単価よりずっと高いのです。やはり、こういうものをきちんと平取町の病院で中へ入れるわけではないですから、外でやるのですから、やることによってやはり病院の収益も上がるということにもつながるのを何でもっときちんとやらないのという思いなのです、私はね。それもあるのですよ。それで伺いますけれど、これから今、検査キットとかという話がありましたけれど、検査をするために必要なもの、今は十分確保されているのかどうか、その辺についてはいかがですか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。現在のPCR検査キットの残個数は、今現在では100個程度です。今ご質問された方が陽性と判定された2月24日ですか、このときの残個数が約20個という状況になっておりました。以上です。

議長 鈴木議員。

8番 鈴木議員 これから令和4年に向かって、この3月も含めてですけれども、これ以上感染が大きくなならない、あるいは今オミクロンと言われているやつ、また変種の変質みたいなものどうのこうのという話も出てきてます。第7波ということが令和4年中にないとは限らないわけなので、その辺の検査キットあるいはそのPCRの試薬とか言われているものについての確保というのは、見通しは今どういうふうにも思われているのか、それを伺っておきます。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。現在のキット数は先ほどご報告したとおり、今現在100個となっております。この後、追加発注してもいつ入ってくるかは、正直なところ不透明な状況であります。それで、検査キットについてなのですが、使用期限というものがあります。概ね半年となっております。ですので、大量に在庫を抱えてもお金もかかりますし、購入する時はお金もかかりますので、その辺が発熱患者の発生ですとか、感染拡大具合の頃合いを見ながらということになって、非常に在庫はどのぐらい持ったらいいのかというのは難しいところであります。

議長 8番鈴木議員。

8番 鈴木議員 確かに検査キットというやつは簡易的に検査できるという、そういうやつのことというふうには自分は理解していたのですが、そういう、それ完全なそのPCRとは違う話なのではないですか。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

PCR検査をするための検査キットになります。大体、鼻の奥から粘膜をとるのですけれど、それをその試薬というカートリッジに入れて、それをPCR検査の機械にかけて、陽性か陰性かの有無が機械の中で判定されるということになっております。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

確かにいつ入ってくるかわからないという今の言い方でもありましたけれども、少なくとも令和4年で見ている予算といいますか、そこで見ている130名ですか、それについてはいつでもできるというぐらいの体制と補充といいますか、ぜひそういう形で臨んでいただいて、町民の健康管理に責任を持っていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

話、先に進みますけれども、実はこの奥さんからいろいろ話を伺ってわかったことがもう一つあるのです。というのは、この7人の方が一つ屋根の下にいたとしても発症にはタイムラグがあったということでもあります。夫は24日の昼ごろに陽性が診断されました。そこで、自宅二階の一室で隔離生活ということになったそうであります。夫と23日の晩に夕食をともにした次男の方とその友人が25日の夜に発熱などの症状が出て、26日土曜日でしたけれども、さくらクリニックで検査を受けたところ、2人とも陽性だったということでもあります。そして、さらに28日には、三男の方が夜中の0時30分に熱を出し、その日、町立病院で検査を受け、陽性となったというふうに伺っております。その日は奥さんと四男は、その日というのは28日です、のどの痛みはあったものの熱はなくて、ただ保健所より3月2日に保健所でPCR検査ができるとの連絡があったことから予約をして、3月2日の日に検査を受けた結果が、次の日の3日になりまして判明いたしまして、奥さんと四男の方も陽性の診断ということになった。時間はたっておりますけれども、奥さんについては福祉事業所で働いているということで、早くに3回目の接種を受けたのですけれども、やはりこういう環境の中では、陽性にならざるを得なかったという話を聞いております。そして、ただ1人長男の方が無症状だったのですけれども、5日の土曜日についに発熱をいたしまして、7日の月曜日に町立病院でPCRを受けた結果、陽性と出たそうであります。実に7人の方全てが陽性になるまでには、大体10日間ぐらいの期間を要しているということが言えるかと思えます。このことから考えますと、夫が陽性と判定された時点で、家族全員の検査をするという対応策といいますか、マニュアルがきちんと町のほうに出来ていれば家族全員がかかるといふ、そういう事態は避けられたのではないのか。そういうことをやはり言わざるを得ない。そんなふうに思いますが、こうした状況、このご家族の7人の状況については、例えば保健福祉課あたり何かこう把握され

ていたのかどうなのか。そしてまた、今後こういう感染については一つの屋根の下にいても、やはりタイムラグがあるということも含めて、やはり1人誰かであればとにかく全員検査しますというような対応策、今後考えるのかどうなのか伺いたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

お答えします。まず、今の状況について把握はされていたのかということですが、2月24日の日、静内保健所を通じて保健福祉課長のほうに連絡が入って、役場内の関係者で情報は共有しております。あと先ほどもお話したのですが、陽性になった時点で保健所の管轄下ということになります。厚生労働省のホームページに家族が新型コロナウイルスに感染したときに注意したいことというのがあり、保健所からも当然注意事項としてこの家族に通達されているものと思います。コロナウイルスに関しましては潜伏期間等がありますので、夫が発症した時点で検査をしても、家族が陰性だったのか陽性だったのかの結果がどうだったのかということは、今となっては誰もわからないことですが、そのときは家族には症状はなかったようですので、家族は感染していた可能性は低いと思います。現在は保健所において、濃厚接触者である同居家族に対して症状が出たら検査をするのですが、症状がなければ健康観察となっており、このご家庭の場合は6人家族で同居しているため、家庭内で隔離した生活を送って感染対策を実施しているとしても感染者がおりますので、少なからず何かしらの接触はありますので、それがどこかの時点で感染してしまい、発症のタイムラグが生じたものと思われれます。この時点で家族全員が感染しないようにするには、旦那様をどこか隔離するような病院に保健所のほうで手配するとかであれば、家族の方は感染しなかった可能性はあるかもしれません。あと先ほどもありましたけれど、今後の町のコロナ対策の改善点ということですが、現在、陽性者が発生した場合には、医療機関から管轄の保健所に報告するよう義務づけられておまして、保健所がその報告を受け、陽性者に対して健康観察、同居家族の確認、行動制限についての説明、指示を行っております。PCR検査につきましては、現時点において発症2日前からウイルスが増え始めるので陽性となる可能性が高いという研究結果も示されており、発症してない段階においては検査を行ってもウイルスが検出されない可能性があり、信憑性が乏しい検査結果となってしまいます。以上のことから、今後の対応につきましても、まず国の方針に沿った形で症状のある方を優先して対応することとし、静内保健所とも連携を取りながら進めていく方針であります。あと先ほど、病院の役割も果たしていると言えないというご質問もあったのですが、病院は外来対応、発熱患者の対応、急患対応、ワクチン接種対応など、限られたスタッフの中で実施しており、地域における病院の役割は果たしていると認識しております。発熱患者の検体採取、ワクチンの接種等、最前線で奮闘する医療スタッフが



ることをお気遣いいただければと思います。ワクチンの3回目の接種に関しても、平取町は日高管内でも進んでいるほうだと思っております。以上です。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

病院もいろいろと忙しいといいますが、いろんなことやっているからと、そのことは一概に否定するつもりは何もないです。ただ、やはりいつ発症して、そういうことで病院を頼ってくる、そういうことがないとは限らないということでも、やはりそれも一つ対応については、時間が来たからもうしませんではない形の対応は一切出来ないということなのか、どうなのかというあたりをもう少し検証してほしい、そういうふうを受け取っていただければと思います。

それともう一つ、今保健所の対応になるということでありましたけれども、実は奥さんのほうから聞いた話の中で、要望ということで書かれたものが届いたので紹介したいと思うのですが、今現在、保健所からのお話ということでは、コロナの人と一緒に住んでいる人でも、具合が悪くなければ買物に行ってくださいというふうに言われるということをおっしゃっていました。けれども、個人的にはとても外には出られませんと。ご本人といいますが、奥さんは周りの人に、うちはコロナにかかったから来ないほうがいいよということをおっしゃったそうです。そういうこともあって、当然周りの人のコロナにかかっているのに何で出歩いているのかというふうに分見られるという、見るのが悪いということではなくて、多分そういうふうに見るだろうと。そして、そのことについては当然自分として理解できると。自分としてもうつしてしまったりどうしようと。そういう思いに駆られるからやはり外には出られません。だけれど保健所のほうは、言ってみれば、手が回らないから何か知らないけれども、そういう形で割と簡単に国の方針が何か知りませんが、言っているということをお聞きしました。だから、そういう何というか、全般のことでおっしゃりたいのは、あっちの人がこう言っている、保健所がこう言っている、国があだとかということよりも、基本的にきちんと平取町の人については、平取町で何とか見れる体制とってくださいというお願いなのです。そのことを一番理解していただきたいと思います。そんな中で、実は、町の保健福祉課のほうからというふうには確か伺ったと思いますが、非常食をいただいたということで、それ食しましたという話も聞きました。ただ、今後のためということをお願いしたいということについては、もう少しこれからは栄養のあるもの、あるいは日用品なんかを届けていただければ、そういう話届いております。

コロナになった人、これからの話ですが、自分たちのことばかりではなくて、コロナになった人、そして家族の人達安心するというふうには思いますと、助けが必要な人、必要でない人に関係なく支援していただければということをおっしゃっていますというふうにおっしゃいます。そういうことでスマホなんかで見せていただいた、別の人からですが、都市部なんかでは様々な支援物

資が届いているということで出ています。当然見られていると思いますけれども、そういうことから、これはぜひ今後こういう取組を考えていく必要があるのではないかとこの機会にお伝えしたいと思っております。今、返答されているのかどうなのかということ。もし、お答えをいただける部分があるとすればお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたしたいと思っております。患者さんからのご要望ということで、買い物に行けないという話があったかと思っております。その中では平取町としては、町内限定とはなるのですが、買物支援等、かかる費用については実費になるのですけれども、そういうようなことも行っております。それに含めて非常食の配布とかも5日程度まではできるような形にはなっております。というようなこともやっておりますので、あともっと栄養のあるものということも上がっておりますので、必要に応じて検討していきたいと考えております。

議長

8番鈴木議員。

8番鈴木議員

先にいきますけれども、平取福祉会の運営するところというのは4施設あるわけでありまして、その中では150名以上の方が生活しておられます。そういうことで、新型コロナ出現以来、それでも2年以上にわたってクラスターを出さない、そういう取組を懸命にやっているということがあります。その努力に報いる支援策ということで、令和4年のメニューを見るのですけれども、交付金事業の計画の中にはそういったものは何か見えないという思いがありますけれども、支援策について何か検討、今後されるのかどうなのか伺いたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

お答えいたしたいと思っております。平取福祉会に対しましては、令和3年の5月の臨時会において、感染予防対策としてコロナ交付金を財源とした114万7000円の補正を行ってサーモグラフィーカメラ、エアコンをそれぞれ2台、9月に設置いたしております。コロナ交付金事業に関しましては、財源に限りがありますので、衛生用品等については国や道の支援もありますので、まずはそちらのほうを申請していただきたいと思っております。それでも不足が生じるような場合には、町の備蓄品を供給することも検討したいと考えております。

議長

8番鈴木委員。

8 番  
鈴木議員

例えばゴム手とかマスクについては、例えばマスクについては、職員も家から施設に行くまでは当然自分の私用物をつけていくけれども、やはり行ってから外出したりなんだろうということがいろいろある。それから、ゴム手もそうですけれど、やはり日に何回かやはり履き替える。そういうことで、支援していただけることは大変ありがたいという話伺っています。今、別メニューであるのだというお話もありますけれども、その辺、ひとつ整合性として、ご支援いただければなというふうをお願いをしておきたいと思います。

次に第6波に入って以来ということで、日高管内においても町外でも、それまで以上の感染の広がりを見せているわけでありまして。クラスターを未然に防止すると言う上で、特に町と福社会等の間においては個人情報に十分配慮しながらも、情報の共有ぜひさせてほしいということをお願いしておりますので、その辺の対応については、今後どのように考えておられるか、伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えいたします。現在、福祉事業所との情報共有につきましては、コロナ陽性者の家族等が町内事業者のサービスを利用している場合などに、必要に応じて行っているところであります。

議長

8 番鈴木議員。

8 番  
鈴木議員

必要に応じてということなのでしょうけれども、ただやはり施設を預かっている理事長さんから直接そういうふうなことでは、多分、今の状況の情報の共有という在り方については、やはりまだ思うほど疎通といいますか、図られていないという認識なのだろうというふうに思います。ぜひその辺、クラスターを発生させないためにはということとは、施設の方は本当に大前提でありますので、ぜひ改めて十分協議をされながら進めていただければということをお願いしたいと思います。質問の最後の項目になりますけれども、臨時交付金事業の中で電気自動車の購入、予算書にも載っておりますけれども予定されております。これ、ただ私ども感染症対策とは内容的に見て到底考えにくい事業だというふうに思っております。産業厚生常任委員会の時、そういうのを当然目にしたわけなので、ただ言わなかったのは、こんな事業、国が採択するのだろうかというふうに思っていた、産業厚生常任委員会も非常に審議項目が多いということもあって、そんな思いもあったものですから、特にそこまでは言わなかったのですけれども、そういう中でこれまでの全国の幾つかの自治体において、国が認めたから実際にやった事業なのだろうと思っておりますけれども、ただ、マスコミに感染症対策ということで、こんなことがというような形で報道されたという事例がやはりありますよね、そういった疑問視される、報道される事業があるということから見ても、これ私思うのは、電気自動車の購入事業と感染症

対策の整合性、あるいは関連性について改めて伺いたいということがありますし、本当にこれ、この間説明された事業については、国のほうに申請したのかとは思いますが、これが通る見込みがあるという前提があって申請されたのかどうなのかという見通しどうなのだという含めて伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。国はこれまで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、国民の生命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策などを閣議決定し、これらの経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置して、地方公共団体が地域の実情に応じ、必要な事業を実施できるようにしたもので、令和3年度の国の補正予算で臨時交付金6.8兆円を追加計上し、当町にも9567万1千円が追加配分されたものであります。また、国は昨今の経済状況等を踏まえて、臨時交付金の使途についても、これまでの感染拡大防止策から社会経済活動の再開へと拡充して、地方創生を図ることとしたものであります。只今、鈴木議員からご質問のありました電気自動車の購入事業につきましては、国が臨時交付金の活用事例を示した新しい生活様式への対応の中に、地域の再生エネルギーを活用した脱炭素社会への移行などの事例が示されており、また、他の市町村においても同様の事業が臨時交付金の対象となっていることから、今回、脱炭素社会の実現のため、分散型のエネルギー体系を構築して、ウィズコロナ禍の社会経済活動の再開と社会環境整備に向けた事業の一環として計画した事業でございます。ご質問にありました疑問視されるようなことのないよう、十分留意した中で事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

8番鈴木議員。

8番  
鈴木議員

ということは当然、採択される見通しの中にあるというお答えなのかなというふうに思います。私ももちろん、二酸化炭素の削減につながる事業、これに取り組むことについては、何も異存はありません。しかし、ただ、やはり感染症対策の中でとなると明確に違うのではないかなと。今、国のほうの基準示されたからということではありますけれど、けどやはりそれを聞いても納得出来ないなという思いは当然あります。今この第6波の中で、例えば町内でも商業を営むような方から、やはり第6波ということになったら急にお客さんが来なくなった、そういう声が出ています。そういう悲痛とも言える声を聞きますので、その一方で、例えばこれから年金の削減だとか、例えば後期高齢者の窓口負担も1割から2割になるというようなことが計画されたりと、やはりいろん

なことがマイナス要因的なことが今言われております。そして食料品あるいは灯油などについても、本当にこれからも上がり続けるのかなというぐらい高騰が続いている。そして、町民生活に直撃しているという状況があります。そういった中で、令和4年度の交付金事業については、そういう観点から言って、当初予算に予算計上分を除いてもまだ2800万ほど充当可能額残しているということだというふうに理解しておりますけれども、載せた事業もそういった意味では、できるだけとにかく町民生活しっかりと応援する事業優先という観点で、やはりそちらのほうに金を回すのだというぐらいの気持ちを前面に持って、もう一回検討し直してでも、これまでやってきた学生への支援、あるいは商店への支援、それから低所得者層への支援とか、そういうことをやはりその状況に応じて、やはりまた何回もやるのは全く構わない状況となれば、当然やるべきことだというふうに思っていますので、ぜひそういうことをやっていただきたいということを申し上げながら、自分の質問を終わりたいと思います。

議長

町長

町長

鈴木議員の最後のご意見にお答えをさせていただきますけれども、おっしゃるとおり2800万の留保を出しております、やはり第6波まん延防止法の特別措置が出て以来、本当に特に商工業といいますか、に与える影響が予想以上に大きいというようなことも私把握しております、既に組んでいる予算も国の方針なんかもあるけれど、その地域に金がといいますか、が回るような循環するような経済対策に重きを置いたというように意識しておりますので、今後そういった本当にもう疲弊が著しいというようなところを、やはり重点的に支援というようなことで、地域全体の経済対策に動きをできるような事業を検討しまして、また議会にも相談させて実施に向けて検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長

鈴木議員、いいですか。それでは、これで鈴木議員の質問は終了いたします。次に、7番四戸議員を指名します。7番四戸議員。

7番  
四戸議員

今日の最後の質問者となります。今日の質問につきましては、平成28年12月の定例会で質問しております。再度の質問となり、重なる部分もあると思っておりますけれども、この点についてもお願いいたします。全道的にも人口の減少が進みまして、また先ほど鈴木委員が話しておられましたコロナなどで平取町においても、活気やにぎわいが失われていると思います。それで平取高校におきましても、令和4年度の入学者は、まだ発表はありませんけれども12名程度と聞いております。このような状況が続くと、今後、平取高校の存続がどのようになっていくのか、教育長も心配しておられると思います。そこで、9日の日に町長また教育長は、令和4年度の行政執行方針の中におきまして、平取高

校の存続について述べられております。教育長は方針の中で、平取高校振興支援協議会を組織し、地域の人材さらには資源を活用して生徒の確保に進めていきたいと話されております。さらに平取高校は、平成20年度から静内高校をセンター校とする地域のキャンパス校となっていたと思いますが、まだこの教育活動の推進が進められているのか、まずこの辺について伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

四戸議員のご質問にお答えしたいと思います。令和4年度の平取高等学校を進路として受験した町内の中学校3年生は10名、町外からは2名で合計12名となっており、平取高等学校の存続に関しては、教育委員会としても非常に危機感を持っているところでございます。第一に、四戸議員も当然知っての通り平取高校については、道立の高等学校でありまして、生徒の募集、それとそれの確保については、北海道が第一にその任を果たすべきものであります。そういうふうにも私たちが町も教育委員会も押さえているところであります。しかしながら、地域の高校として統廃合になって学校がなくなるということになると、平取高校に進学を考えている生徒、保護者にとって他の町の高校に行くという部分で経済的な負担、また生徒への負担が大きいことを考えると、また地域の振興という意味でも高校がなくなってしまうと先生方もいなくなる、子どもたちも外に出てしまうということもあって、振興といった面でも大きな影響があるため、生徒数の確保や進学する生徒、保護者に対しての経済的、人的な支援を今までも行ってきているところでございます。議員おっしゃるとおり、平成20年から地域キャンパス校ということで、平取高校は静内高校センター校として遠隔授業だとか、授業の相互乗り入れだとか、生徒会の交流だとか、そういうことを行ってきております。それが今、平成30年からキャンパス校から地域連携特例校というような形で名前が変わってきております。離島ですとか他の町に通学するのが困難な地域、また地域からの町内の進学率が高い1学年1学級の学校については、地域連携特例校として北海道教育委員会も残していくというような方向で話があるところでございます。ただ、その存続についても定員1学年40名ですけれども、20名を複数年切った場合については統合、統廃合の対象になるというような話が出てきております。キャンパス校のときに一時、生徒数の20名というのを緩和してほしいという話があって、10名を複数年切った場合についてはという話もあったのですけれども、地域連携特例校ということで、それももちろん10名を2年続けて切った場合については統廃合の対象ということになるのですけれども、今20名を切って、5年間猶予期間中に、5年間一度も20名を超えない場合については、統廃合の対象になるというような道教委からの説明が突然ありまして、うちの町も昨年7月の末に道教委からそういう話をされたところであります。これは地域連携特例校の設置している自治体に全て説明が行って、留保期間5年間ということで、

一番早いところでは平成30年から、平成30年、元年、2年、3年、4年、4年度で今年で20名っていないところについては、統廃合の対象になるということで急に来たものですから、その設置自治体ですとか道議会のほうにも話が行って、道議会の民生文教常任委員会の中でも自治体の町長、教育長に話を聞きたい、道教委も交えて話を聞きたいということで、昨年10月8日の日に話合いが持たれたところでありました。その中で出席の町村、これはどこの町も思っていることなのですが、こういう意見がありました。今日の国のヒアリングを受けて、常任委員会の中で道教委から話があったということで、それを受けて、国のヒアリングを受けているわけではないと。道立高校の問題ですと。まるで生徒を集めない町村が悪いような、何かそういう感覚になると、北海道教育委員会の説明は。各市町村が重点的に生徒増に向けた取組を行う機関、どこも行ってきております。うちも財政的な部分だとか、先ほど言ったとおりの人的な部分でも支援をしております。道立高校はどんな過疎の町にも均等に教育を受けさせるために北海道がつくった高校です。なぜそこに進学しないかという魅力がないからです。道教委に言いたいのは、我々が要するに自治体がやるのはあくまでも支援であって、道教委として40人の2分の1以上の子どもが、せっかくある地元の高校に来るような手だてをもっとしてくれたら、町村もそこまでしてもしようがないというふうに考えております。ということでございます。それが何となく各町の努力が足りなくて、生徒が集まらなくて統廃合になるというような意識が道教委にはあるのではないですかと。これは道立高校なので、道が最初に支援をして、それに対して政策を打って、それに町村が支援をするというのなら話が分かるし、それが20名を数年切ったら統廃合ですといきなり言われるのは、全く理解出来ないというような発言があったということで、これはどこの自治体、町長も教育長も、もちろん生徒も保護者も納得出来ない部分ではないかというふうに思っています。とはいいながらも、そういう方向で進んできているということで、平取町においては、令和3年から令和7年の5年間の間に一度でも20名超さない場合については、統廃合の対象になるというような今状況になってきております。民生文教常任委員会を受けて、道議会のほうも道教委のほうに、今までの方針をちょっと見直すような話はしてみたいということも出ていますので、今後どのような状況になるかわからないのですけれども、今の状況ではそういう状況になっているということです。

議長

7番四戸議員。

7番  
四戸議員

考えていかなければならないというふうに私も思っております。それで、今の教育長からも話出たのですけれども、要するに地域連携特例校ですか、になっていると思います。それで、教育長は20人と言っていたのですけれども、私が聞いている話では、在籍者が10人未満となった場合、再編の整備の、要する

に対象となるというように聞いておりますが、この辺はどうなのでしょう。それと当然、教育長の言うように道教育委員会、道立の高校ですから、うちの教育委員会と今までどのような高校の存続に向けたそういうお話がされてきているのか、その内容をもう少しもう一度話していただければと思います。

議長

教育長。

教育長

先ほど言ったとおり20名を複数年切って、増加の見込みが見込まれない場合については、統廃合対象ということで最初お話がありました。キャンパス校について、その後、人数制限を緩和してほしいというキャンパス校の設置自治体からの要望が出されて道議会のほうでもお話されて、10名を2年間切った場合については統廃合ということになりました。ただその後、道教委の方針が変わったというか、20名複数年切って増加が見込まれない場合についての統廃合を検討する部分は、いきなり生きていうふうに言われました。私も10名切った場合は、統廃合の対象になるのではないですかと聞いたら、いやそれは違うのだと。その20名の部分も今でも生きていう話で、突然そういう話になって、先ほど言ったとおり、道教委のほうから、そういう学校のほうに、自治体のほうに全部話が行ったわけなのです。20名複数年5年間切って、一度も20名超えない場合については、統廃合の対象になるということで通知があって、そういう町について慌てて、例えば町行政の方と連絡しながら、これ話違うのではないかということになって、それが道議会のほうにも話がいって、ヒアリングというかそういうのが行われたという経緯がありまして、今は20名、5年間一度も超えなかった場合については、統廃合の対象になるというような形であります。道教委と教育委員会とどのような連絡でということ、毎年2回、高校配置計画というのが道教委から出されて、日高管内も年に2回会議があるというような状況で、去年一昨年に会議が終わった後、道教委の職員から平取町の教育長と平取高校の校長残ってくれということで、会議終わった後、別室に呼ばれました。平取町の平取高校については、20名その時点で19人で切っていたのです。それが統廃合の対象に、次の年も20名いかなかったら対象になるという話があって、それ10名ではないのですかと言ったら、いやその20名は生きてるのだと。もろもろの話あったのですけれども、市町村は高校のために何をやるのだと。全くもうそれを聞いた時に無性に腹が立ちました。それはあなた達が考えること、道教委がやることで、市町村については、それを支援するために今まで財政的な人的な支援をもうどこの町も同じですよ、やってきているのにそれを自治体が何もやっていないかのような話をされて、そういうことをしないとなかなか高校は残りませんよというような話を一方的にされて、反論の機会もなく、相手は札幌に帰るバスの時間があるから以上で終わりということで帰っていきました。非常に不信感を持ちました。そのあと非常に不信感があったので、日高の教育局にも抗議しました。



全く関与せずというような感じで、本庁が言ってきたのは今聞かない、言えないというような感じの対応でしたので、そういうふうな感じであったのですけれども、その後20名5年間というのが出されてきたということで、正論を言っても無くなってしまったらどうしようもないので、町村としてはできる支援を何とか生徒確保になる支援策を考えていこうということで、町側とも話をしている状況です。

議長

7番四戸議員。

7番  
四戸議員

今の教育長の、道の教育委員会、本当に教育長も大変だったなという思いで聞いておりましたけれども、今後もひとつ頑張っていたただかないといけないのですけれども、それで、先ほど支援の話出ていましたので、平取高校は道立高校でございますから、今教育長が話したように道教育委員会がもっともっと考えていただけないとならない部分もあると私は思っております。そこで平取町は、今まで遠距離通学生徒の通学費補助や制服などの購入の補助、数々の高校に対しては地域の高校であるということで支援をされてきました。またその一つとして、平取の義経塾についても、当初は高校の存続を考えて立ち上げてきたことと思っておりますけれども、この義経塾が現在、平取高校の存続にどのようなつながっているのか、この辺について伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

それでは支援策のほうですけれども、議員おっしゃられるとおり、通学費の補助、また資格検定料、制服購入費、部活動費、見学旅行参加費の補助、また平取高校の教育振興会への補助、新入学生への祝い金として電子辞書等を贈呈しているというような状況で、今年度は高校でもタブレット型パソコンが授業に必要になるということで、1年生から電子辞書に変わって、タブレット型パソコンを贈呈する予算を今上げさせてもらっているところでございます。財政的な補助等については、令和4年度でも900万近くの金額を出している。平取義経塾についても、運営費自体が3200万程度になっておりますので、平取高校から今36名通ってきているということを単純に割り返すと、850万ほどの金額が入っているというような計算にはなっています。その他に人的な部分では、町が採用しているALT、英語指導助手、外国語指導助手、それを週に2回派遣しておりますし、ALTについては2名採用して、町内の小中学校を回っているのですけれども、その中に高校も入れて高校にも支援に回っているというような状況です。また町のバスの利用についても、年間12回ほどの利用をしているということで、様々な支援を合わせると2000万を超えるような形の支援を行っているというような状況になっています。義経塾が平取高校の生徒の確保にどのような影響があるのかという話でしたけ

れども、高校生自体、行政執行方針の中でも話しましたけれども、今年度は平取高校から国公立の大学2名ほど進学するというような形になっておりまして、確実に平取高校の生徒の学習の援助にはなっているというふうに思っております。ただ中学生も無料で行けるということで、中学生については、全体の80%以上の子どもたちが通っているというようなことで、学力も上がってきて、学力が上がるにつれて町外の学力の高い高校、またスポーツ、文化系の部活動をやりたいということで、町外を希望する生徒がかなり多いというような状況もあって、今年度は町内から10名ということで、進学率にして22.2%非常に低い数字になっております。これも地域連携特例校の維持については、非常にマイナスということになるということもあって、何としまして令和7年度までの間に20名を超えるような学年をつくっていききたいというふうに考えているところであります。塾自体も高校生の学力、また進学への支援にはなっておりますけれども、中学生から見ると、学力が上がって町外に出ていくというような状況、マイナス部分もあるのでありますけれども、教育委員会としては中学生の学力を上げるという意味もあるということで、塾自体の成果は上がっているのではないかと考えているところです。

議長

7番四戸議員。

7番  
四戸議員

最後に教育長に伺いたいのですが、全道においても私たちみたいな町が結構あって、やはり地域が高校存続のために特色のある高校づくりをしているところも結構あると思います。平取も先ほど教育長は、道の教育委員会のことをあんまりよく思っていないみたいですが、それでも高校を存続するために今後もやはり道と連携しながら、何か特色のある高校づくりを目指していく考え方があれば、ひとつお願いいたします。

議長

教育長。

教育長

少し興奮して道教委の対応について話しましたが、別に決して快く思っていないわけではありません。道教委一生懸命やってもらっている部分もありますし、ただし個別案件について、こういう対応はないのではないかと、思うように思ったということだけでありますので、ご理解していただきたいと思えます。先ほど言ったとおり、経済的、人的な支援をかなり行ってもなかなか生徒数の確保につながっていかないという状況があります。子どもたちの話を聞きますと、やはり中学校で学力が上がっていくと学力の高い高校に行きたい。先ほど言ったとおりスポーツや文化系の部活を行いたいということで、平取では出来ないのだから出ていくという子どもたちが多いためですけれども、最近については、これは以前からあったのですけれども、小学校、中学校、保育所から含めて同じメンバーで進んできていると。高校行っても同じメンバー

ってということになると、子どもたちの中に少し人間関係を変えたい、違う環境で自分を試したいということで町外の高校を希望する生徒もかなりいるという状況でございます。なかなか経済的支援、人的支援だけでは、生徒数の確保につながっていかないということから、先ほど議員、平取高校振興支援協議会を立ち上げてということですが、今までも教育委員会が事務局になって立ち上げておりました。経済的な支援だとかそういう支援を検討してもらって、少しでも生徒数の確保につながるような形でということをお話してもらっていたのですが、これまでの状況を考えるとそれだけで生徒数の確保は非常に難しいと。やはりもっと魅力ある、来たいというような形になる高校にしていけないと生徒は来ないと。また町内の中学生1学年合わせても40名ぐらいになってきている規模で、40名の定員で20名ということになると50%近くの進学率を持っていかないと駄目だということもあって、町内だけではなかなかこの要件をクリアするのは難しいのではないかとということで、町外または道外、道内の各地から生徒を募集するような仕掛けをしていかないと、なかなか難しいのではないかとこのように思っております。町長とも話しながら、今まであった振興支援協議会、教育委員会が事務局になっておりましたけれども、町外から生徒を呼ぶということになると下宿だとか寄宿舎、住む場所が必要になってくるということもありまして、財政的な部分でも計画を立てていかないと駄目だということもあって、平取町はそういう面でもよそから人を呼び込む資源、アイヌ文化にしても農業にしても自然にしても、それに伴う国際交流だとかそういう部分も含めてもそういう資源があるということで、それを活用したものを高校に設置して、国際コースみたいな形で全国全道から生徒を集めるような形になれば、一定程度生徒集まるのではないかとこのように考えておりますので、新たに町部局と連携しながら立ち上げる平取高校振興支援協議会、新たな振興支援協議会の中でその辺も話し合っていきたいというふうに思っているところです。ただ先ほど言ったとおり、今後の存続に関するスケジュールは非常に限られた時間となっておりますので、スピーディーに町と連携しながら対応していきたいというふうに思っております。

議長

7番四戸議員。

7番  
四戸議員

今日の最後の質問となりますけれども、町長も令和4年度の町政執行方針の中で、平取高校の存続について話されております。町長は今後、平取高校どのような方向性を持っていかようと考えているのか、この辺について伺って、今日の質問を終わりたいと思います。

議長

町長。

町長

質問にお答えさせていただきます。今まで教育長の答弁もございましたし、重

復するところもあるかと思えますけれども、ご容赦願いたいというふうに思っております。令和4年度の執行方針、それから私、公約としても平取高校の存続というところ謳ってきておりまして、平取町の将来にわたるまちづくりにとって、やはり重点的に取り組むべき事業の一つというふうに捉えているところでございます。ある統計、自治体の例によりますと、高校が廃校になったことで高校生がいなくなったということだけではなくて、さらに人口減少に拍車がかかったというような事例もありまして、高校の存続そのものが、やはりまちづくりにつながるのだという強い意識でこれに取り組んでいきたいというふうに思っております。それから現実として今、平取高校を卒業して進学なり就職した子どもたちも、ほとんど町外出るというような現状ありますけれども、平取高校出身ということで、将来町に帰ってきて、ここでいろいろこう職に就いたりする可能性も期待できるかというふうに思っております。いずれにしても、平取高校の廃校ということであれば、昨年、定時制から合わせて70周年という、ある意味伝統のある高校というふうに思っておりますので、これは本当に存続に向けていろいろと策を講じなければならないというふうに思っております。教育長からもありましたけれども、一つの条件が課せられておりまして、令和7年までに20人確保というようなこともありまして、そういう数値的な目標をクリアするというようなことも視野に置いて、いわゆる平取高校に入りたいなというような高校にさせる、いわゆる高校の魅力化というものにぜひ取り組んでいきたいというふうに思っております。同じ悩み抱える自治体は、全国にもものすごい数ありまして、いろんな例も聞いたり見たりしております。本当に県教委と町との、こうなんて言いますか、温度差といいますか、熱量の違いというのが一つ問題になって、なかなか進まないというようなところもありまして、成功する事例を見ますと、やはり県教委なり道教委もそうなのですけれども、やはり町として、いかにまちづくりとして残していくかというような、そういった熱意が先行しないと、なかなかこう存続というのは、ことが達成出来ないかなというふうに思っておりますので、これこれやるということやなかなか今のところ、今時点では明言出来ないところもありますけれども、新しい組織をつくって、いろんな協議をしながら、残す手立てを考えようということで、町の方にぜひいろんな分野の方が、改めて参加していただいてアイデアなり策を講じて、実際に動いてもらうというなことも必要にはなってるのではないかなというふうに思っておりますので、今回この組織づくりについては、町長部局に事務局等移して、そういった予算の確保ですとか、あるいは専門家に入っただいていろいろな知恵とかやり方をアドバイスいただくようなことも考えながら、存続に向けて本当に高校が魅力的になるような取組を改めて進めていきたいというふうに考えてございます。

議長

以上で、通告のありました議員からの質問は、全て終了いたしましたので、日程第2、一般質問をこれで終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

なお、明日16日は9時30分から予算審査特別委員会を開催しますので、出席についてよろしくお願いしたいと思います。それと、この後10分ほど休憩して、3時ちょうどから、議員全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。3時まで休憩いたします。

(閉 会 午後2時40分)